

# 第8回渋川地区市町村任意合併協議会

## 協議項目参考資料

### 「調整調書」

#### 目次

議案第46号	協議項目24-14「農林水産関係事業の取扱い」	1
議案第47号	協議項目24-15「商工・観光関係事業の取扱い」	14
議案第48号	協議項目24-18「上水道等の取扱い」	20
議案第49号	協議項目24-19「公共下水道等の取扱い」	26
議案第50号	協議項目24-20「学校教育の取扱い」	32
議案第51号	協議項目24-21「社会教育の取扱い」	38

議案第46号参考資料(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-14 農林水産関係事業の取扱い	関係項目					
調整方針	<p>1 農業集落排水処理施設及び事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、受益者分担金については、現行のとおりとし、使用料については、渋川市の例に用途区分「臨時用1㎡につき203円」を加える。 また、水洗便所改造資金貸付制度等については、渋川市の例による。</p> <p>2 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進基本構想、地域農業マスタープラン及び森林整備計画については、新市において新たに策定する。</p> <p>3 農業振興対策及び担い手対策については、合併時に調整する。 また、遊休農地対策については、新市において調整し、市民農園事業については、現行のとおりとする。</p>					<p>4 水田農業経営確立対策事業については、新市において調整する。</p> <p>5 農業近代化資金等利子補給及び認定農業者育成資金利子補給は渋川市の例による。</p> <p>6 農業基盤整備事業、園芸振興対策事業、畜産振興事業、及び林業振興事業については、現行のとおり継続し、新市において調整する。</p>	
現 況							調整理由・課題
1 下水道(農業集落排水事業)							<p>1【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業集落排水事業については、良好な住環境の維持と自然環境の保全の面から現行のとおり新市に引継ぐものとする。</li> <li>受益者負担金については、受益者との既契約事項であることから現行のとおりとし、使用料については、相違はあるものの格差は少ないので、住民への影響に配慮し、平成16年度に料金改正をした渋川市の例によるものとし、その用途区分に「臨時用」を加えることとする。</li> <li>なお、水洗便所改造資金貸付制度等については、制度的に有利な渋川市の無利子の貸付制度に統一するものとする。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合併後の事業計画地区は赤城村の1村であるが、住民要望等を考慮し、処理区域の統合や合併浄化槽等との比較検討をし、効率的に事業推進に取り組む必要がある。</li> <li>建設計画も含め農業集落排水施設が20施設になり、これら施設の維持管理体制及び運転経費、また、各施設で発生する汚泥の処分等の検討が必要である。</li> </ul>
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)事業地区概要 【H15.4.1現在】	<p>建設完了地区 事業地区名 ・祖母島処理区</p> <p>計画処理対象人口 650人</p> <p>計画処理能力 1,755㎡/日</p> <p>計画処理区域面積 50 ha</p> <p>処理区域世帯 157世帯</p> <p>処理区域人口 575人</p> <p>水洗便所設置済世帯数 134世帯</p> <p>水洗便所設置済人口 437人</p> <p>水洗化率 85%</p>	該当なし	該当なし	<p>建設完了地区 事業地区名 ・子持地区 ・上中郷地区 ・下中郷地区 ・北牧地区 ・浅田地区</p> <p>計画処理対象人口 11,390人</p> <p>計画処理能力 3,075.3㎡/日</p> <p>計画処理区域面積 345.7 ha</p> <p>処理区域世帯 2,296世帯</p> <p>処理区域人口 7,917人</p>	<p>建設完了地区 事業地区名 ・樽地区 ・津久田地区 ・勝保沢地区 ・棚下地区 ・溝呂木地区</p> <p>建設計画地区 事業地区名 ・横野中央地区</p> <p>認可済(施工中) ・深山・長井小川田地区 1,600人</p> <p>・持柏木地区 560人 ・宮田地区 620人 ・狩野々地区 400人</p>	<p>建設完了地区 事業地区名 ・真壁地区 ・小室第1地区 ・上箱田地区 ・下小室地区</p> <p>計画処理対象人口 7,420人</p> <p>計画処理能力 2,449㎡/日</p> <p>計画処理区域面積 209ha</p> <p>処理区域世帯 1,712世帯</p> <p>処理区域人口 6,396人</p> <p>水洗便所設置済世帯数 1,309世帯</p> <p>水洗便所設置済人口 4,879人</p> <p>水洗化率 76.3%</p>	
(2)分担金	<p>渋川市農業集落排水事業受益者分担金徴収に関する条例</p> <p>・処理区 1戸当たりの分担金 祖母島の一部 290,000円</p>	該当なし	該当なし	<p>子持村営農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例</p> <p>・処理区 1戸当たりの分担金[賦課年度]</p> <p>吹屋・白井地区 186,209円[H.2]</p> <p>上中郷地区 281,590円[H.4]</p> <p>下中郷地区 281,590円[H.4]</p> <p>浅田地区 340,741円[H.8]</p> <p>北牧地区 298,443円[H.8]</p>	<p>赤城村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 赤城村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>・地区名 新規加入分担の額(公共ます1口につき)</p> <p>樽地区 409,500円 津久田地区 273,000円 勝保沢地区 367,500円 棚下地区 409,500円 溝呂木地区 (施工中につき未定)</p>	<p>北橋村営農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例</p> <p>・地区名 新規加入分担の額(公共ます1口につき)</p> <p>真壁地区 160,000円 小室第1地区 173,000円 上箱田地区 180,000円 下小室地区 180,000円</p> <p>北橋村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>・工事完了後における新規加入分担金 公共ます1口につき 270,000円</p>	

議案第46号参考資料(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-14 農林水産関係事業の取扱い		関係項目			調整理由・課題
現				況			
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(3)使用料 【H16.4.1現在】	<p>渋川市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>基本使用料(1ヶ月につき) 8㎡まで 660円 超過使用料(1㎡につき) 8㎡を超え40㎡まで 105円 40㎡を超え100㎡まで 118円 101㎡以上 131円</p> <p>・一般家庭で1ヶ月30㎡使用した場合の使用料 2,970円/月</p>	該当なし	該当なし	<p>子持村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>基本使用料(月当たり) 10㎡まで 900円 従 量料金(1㎡につき) 11㎡以上40㎡以下 100円 40㎡以上100㎡以下 110円 100㎡以上 120円</p> <p>・一般家庭で1ヶ月30㎡使用した場合の使用料 2,900円/月</p>	<p>赤城村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>&lt;一般用&gt; 基本料金(2ヶ月) 2,100円 従量料金(1㎡につき) 1㎡~60㎡ 63円 61㎡~200㎡ 78円 201㎡~ 94円</p> <p>&lt;共用給水装置&gt; 基本料金(2ヶ月) 1,575円 従量料金 1㎡につき 63円</p> <p>&lt;臨時用&gt; 従量料金 1㎡につき 157円</p> <p>・一般家庭で1ヶ月30㎡使用した場合の使用料 2,940円/月</p>	<p>北橋村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>&lt;一般用&gt; 基本料金(2ヶ月) 2,100円 従量料金(1㎡につき) 1㎡~60㎡ 63円 61㎡~200㎡ 78円 201㎡~ 94円</p> <p>&lt;共用給水装置&gt; 基本料金(2ヶ月) 1,575円 従量料金 1㎡につき 63円</p> <p>&lt;臨時用&gt; 従量料金 1㎡につき 157円</p> <p>・一般家庭で1ヶ月30㎡使用した場合の使用料 2,940円/月</p>	
(4)水洗便所 改造資金貸付 制度等	<p>水洗便所改造資金貸付条例(貸付額) 第5条 資金の貸付額は、当該工事1件につき480,000円の範囲以内とする。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>赤城村宅内排水設備融資利子補給金要綱(利子補給金の限度) 第3条 融資を受けた融資金額の100万円を限度 供用開始から3年以内に接続 3% 4年から6年以内に接続 2% (利子補給金の期間) 第4条 融資を受けた日から3年間とする。</p>	該当なし	

澁川地区市町村任意合併協議会の調整調査書

協議項目		24-14 農林水産関係事業の取扱い		関係項目					
現				況				調整理由・課題	
2 農業振興計画等								<p>2【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農振整備計画は、優良農用地の確保、保全と地域における農業振興を推進するため農振法第8条の規定により新市において新たに策定する。基本構想及びマスタープランについては、農業経営基盤強化促進法に基づき、認定農業者の育成に関する基本方針及び育成目標、女性農業者の育成・参画、担い手への農用地の利用集積、年間活動計画及び事業導入計画等を策定するものとし、森林整備計画については、地域の実情に即した森林整備を推進するため具体的な森林施策等を明らかにするため森林法第10条の5の規定により市町村森林整備計画をたてることとされている。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープランや各地域における農業特性、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等考慮し、県の農振地域指定との整合性を図らなければならない。</li> <li>基本構想及びマスタープランについては、各市町村の地域特性があるが新市における目標を設定しなければならない。</li> </ul> <p>3【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興対策等については、基本構想を達成するため農業委員を核に認定農業者、担い手への農用地の利用集積や作業委託を促進し利用権設定を推進するため積極的に活用すべきであるが、各市町村において奨励金の交付基準に差異があり、また、単独の補助制度を取り入れている村もあるため調整が必要であり、農業経営改善支援センターについては、農業経営の改善を計画的に進めようとする意欲ある農業者に対し、相談、支援活動を実施する窓口として設置する必要がある。なお、旧市町村の組織は支部組織として継続させる方向で調整する。(次ページへ続く)</li> </ul>	
細項目	澁川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村			
(1) 農業振興地域整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域指定年月日 昭和46年10月8日</li> <li>計画認定年月日 昭和49年6月13日</li> <li>農業振興地域内農地 794.35ha</li> <li>農用地区域 690.95ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域指定年月日 昭和46年10月8日</li> <li>計画認定年月日 昭和49年4月8日</li> <li>農業振興地域内農地 1,054.72ha</li> <li>農用地区域 104.87ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域指定年月日 昭和46年11月8日</li> <li>計画認定年月日 昭和47年9月22日</li> <li>農業振興地域内農地 1,563ha</li> <li>農用地区域 194ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域指定年月日 昭和48年7月26日</li> <li>計画認定年月日 昭和49年5月27日</li> <li>農業振興地域内農地 1,058.60ha</li> <li>農用地区域 788.68ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域指定年月日 昭和45年9月25日</li> <li>計画認定年月日 昭和46年12月27日</li> <li>農業振興地域内農地 6,551ha</li> <li>農用地区域 1,534ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域指定年月日 昭和46年10月8日</li> <li>計画認定年月日 昭和47年9月22日</li> <li>農業振興地域内農地 988.40ha</li> <li>農用地区域 860.42ha</li> </ul>			
(2) 農業経営基盤の強化促進に関する基本構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成7年2月28日</li> <li>変更年月日 平成12年12月25日</li> <li>営農類型 12経営体</li> <li>農用地利用面積の目標 30%</li> <li>目標年間所得(1経営体あたり) 900万円</li> <li>目標年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり) 2,000時間</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成7年1月24日</li> <li>変更年月日 平成12年5月19日</li> <li>営農類型 7経営体</li> <li>農用地利用面積の目標 10%</li> <li>目標年間所得(1経営体あたり) 730万円</li> <li>目標年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり) 2,000時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成7年1月24日</li> <li>変更年月日 平成12年3月</li> <li>営農類型 15経営体</li> <li>農用地利用面積の目標 60%</li> <li>目標年間所得(1経営体あたり) 740万円</li> <li>目標年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり) 2,000時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成7年1月24日</li> <li>変更年月日 平成12年5月19日</li> <li>営農類型 13経営体</li> <li>農用地利用面積の目標 44%</li> <li>目標年間所得(1経営体あたり) 750万円</li> <li>目標年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり) 1,800~2,000時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成7年1月24日</li> <li>変更年月日 平成12年4月3日</li> <li>営農類型 11経営体</li> <li>農用地利用面積の目標 45%</li> <li>目標年間所得(1経営体あたり) 700万円</li> <li>目標年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり) 2,000時間</li> </ul>			
(3) 地域農業マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月 平成12年4月</li> <li>変更年月 平成16年4月</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月 平成12年4月</li> <li>変更年月 平成16年4月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月 平成12年6月</li> <li>変更年月 平成16年4月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月 平成12年5月</li> <li>変更年月 平成16年4月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月 平成12年4月</li> <li>変更年月 平成16年4月</li> </ul>			
3 農業振興対策									
細項目	澁川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村			
(1) 農地流動化地域総合推進事業(農地銀行活動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地流動化地域総合推進事業(農地銀行活動)</li> <li>貸し手、借り手の情報収集、掘り起こし活動の推進</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地流動化地域総合推進事業</li> <li>貸し手、借り手の情報収集、掘り起こし活動の推進</li> <li>事業費60,000円</li> <li>補助金30,000円(1/2補助)</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地流動化地域総合推進事業(農地銀行活動)</li> <li>貸し手、借り手の情報収集、掘り起こし活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地流動化地域総合推進事業</li> <li>貸し手、借り手の情報収集、掘り起こし活動の推進</li> <li>事業費100,000円</li> <li>補助金50,000円(1/2補助)</li> </ul>			
(2) 認定農業者農用地利用集積促進奨励金交付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>澁川市認定農業者農用地利用集積促進奨励金交付事業</li> <li>内容 認定農業者の育成・確保及び農用地の利用集積を推進し、農業の振興を図る。</li> <li>借り手 県1/2 市1/2</li> <li>貸し手 市2/2</li> <li>通年(新規)期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>6~9 12,000 4,000</li> <li>10~ 16,000 6,000</li> </ul> </li> <li>通年(再設定) <ul style="list-style-type: none"> <li>6~9 6,000</li> <li>10~ 10,000</li> </ul> </li> <li>(10a当たり円)</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>小野上村認定農業者農用地利用集積促進奨励金交付事業</li> <li>内容 認定農業者の育成・確保及び農用地の利用集積を推進し、農業の振興を図る。</li> <li>奨励金の上限(10a当たり)</li> <li>借り手 県1/2 村1/2</li> <li>通年(新規)期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>6~9 12,000 4,000</li> <li>10~ 16,000 6,000</li> </ul> </li> <li>通年(再設定) <ul style="list-style-type: none"> <li>6~9 6,000</li> <li>10~ 10,000</li> </ul> </li> <li>(10a当たり円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子持村認定農業者農用地利用集積促進奨励金交付事業</li> <li>内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>貸し手 県1/2 村1/2</li> <li>新規 再設定 期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>3~5 5,000 3,000 3,000</li> <li>6~9 15,000 6,000 6,000</li> <li>10~ 20,000 12,000 8,000</li> </ul> </li> <li>(10a当たり円)</li> </ul> </li> <li>一定要件を満たした者に貸し出した農地所有者(貸し手)に交付</li> <li>*新規・再設定は通年借地村単独</li> <li>要件 経営耕地面積 2.07ha以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤城村認定農業者農用地利用集積促進奨励金交付事業</li> <li>内容 認定農業者の育成・確保及び農用地の利用集積を推進し、農業の振興を図る。</li> <li>借り手 県1/2村1/2</li> <li>通年(新規)期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>6~9 12,000 4,000</li> <li>10~ 16,000 6,000</li> </ul> </li> <li>通年(再設定) <ul style="list-style-type: none"> <li>6~9 6,000</li> <li>10~ 10,000</li> </ul> </li> <li>(10a当たり円)</li> <li>連担化加算あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北橋村認定農業者農用地利用集積促進奨励金交付事業</li> <li>内容 認定農業者の育成・確保及び農用地の利用集積を推進し、農業の振興を図る。</li> <li>借り手 県1/2村1/2</li> <li>通年(新規)期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>6~9 12,000 4,000</li> <li>10~ 16,000 6,000</li> </ul> </li> <li>通年(再設定) <ul style="list-style-type: none"> <li>6~9 6,000</li> <li>10~ 10,000</li> </ul> </li> <li>(10a当たり円)</li> <li>連担化加算あり</li> </ul>			

議案第46号参考資料(その4)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-14 農林水産関係事業の取扱い		関係項目				
現				況				調整理由・課題
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
	・交付対象者 認定農業者 ・要件 経営耕地面積 ha以上		連担化加算あり ・交付対象者 認定農業者 ・要件 経営耕地面積 0.81ha以上		・交付対象者 認定農業者 ・要件 経営耕地面積 2.4ha以上	・交付対象者 認定農業者 ・要件 経営耕地面積 1.6ha以上		
(3)農業経営改善支援センター活動	農業経営改善支援センター ・認定農業者制度の啓発、 認定までの指導等	なし	農業経営改善支援センター ・認定農業者制度の啓発、 認定までの指導等	農業経営改善支援センター ・認定農業者制度の啓発、 認定までの指導等	農業経営改善支援センター ・認定農業者制度の啓発、 認定志向農業者に対する説明会 の開催等認定農業者の 認定までの指導等	農業経営改善支援センター ・認定農業者制度の啓発、 認定までの指導等		
<b>4 担い手対策</b>								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)認定農業者協議会支援事業 【H16.4.1現在】	認定農業者協議会支援事業 ・内容 認定農業者協議会運営費補助 定額補助 ・支出先 協議会 ・認定農業者数 30人	なし  ・認定農業者数 人	なし  ・認定農業者数 1人	認定農業者協議会支援事業 ・内容 認定農業者協議会運営費補助 定額補助 ・支出先 協議会 ・認定農業者数 62人	なし  ・認定農業者数 70人	認定農業者協議会支援事業 ・内容 認定農業者協議会運営費補助 定額補助 ・支出先 協議会 ・認定農業者数 35人		
<b>5 遊休農地対策</b>								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)遊休農地対策	【市単独】 遊休桑園畑地化助成事業 内容：桑園の抜根・土改 剤補助 補助率：25,000円/10a 支出先：農協	なし	ガンバル農地再生特別対策事業 ・内容：施設整備 補助率：県1/3 村1/4 交付先：生産組織	【村単独】 子持村農地流動化助成金 ・内容：借り手に支給 農業者 認定農業者 3~5 3,000 5,000 6~ 6,000 10,000 貸借期間終了後助成	ガンバル農地再生特別対策事業 補助率：県1/3 村1/6 内容：施設整備 (パイプハウス等) 支出先：営農集団・農協	ガンバル農地再生特別対策事業 ・内容：施設整備 県1/3 村1/4 交付先：生産組織		
(2)市民農園事業	市民農園事業 内容 遊休農地の活用と農業への理解 面積 9,910㎡ 区画数 188区画 1区画 30㎡ 使用料 2,500円	該当なし	該当なし	該当なし	ふれあい農園事業 内容 遊休農地の活用と農業への理解 面積 7,092㎡ 区画数 90区画 1区画 50㎡ 受講料 2,000円	ふれあい農園事業 内容 遊休農地の活用と農業への理解 面積 4,326㎡ 区画数 55区画 1区画 50㎡ 受講料 3,000円		

・認定農業者協議会支援は、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策や研修会等の開催を支援するため、新市一体で取り組めるよう調整する。

・遊休農地対策については、農業従事者の減少及び高齢化、兼業農家の増加、農産物価格の低迷等で遊休農用地及び耕作放棄地が増大しているため防止対策が求められており、市民農園事業については、市民のリクリエーション等健康的でゆとりある生活を確保するとともに遊休農地解消対策にもなるため新市においても現行のとおりとする。

【課題】

・新市の農業委員の人数によっては、農地流動化推進員が必要になる。

・農業経営改善支援センターを本庁、各支所及びJA等全地区に設置することが望ましい。

・認定農業者協議会が設置されていない町村もあり、また、統合した場合に支部組織を設けるか検討が必要である。

・遊休農地の解消については農地流動化事業、利用集積事業等の活用及び農業委員会とも連携し、対策を講じる必要がある。

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-14 農林水産関係事業の取扱い		関係項目				調整理由・課題	
現況									
6 水田農業経営確立対策事業									
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	<p>4【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水田農業経営確立対策事業については、H16年度から水田農業構造改革対策事業に制度が変更され生産調整方式、計画策定及び助成制度等、新市において調整することとする。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域水田農業ビジョンの策定、水田農業推進協議会の統一、米生産目標数量の配分方法及び協議会構成員等について検討が必要である。</li> <li>市町村単独の水田農業確立対策事業についても、新制度のもとで目標達成が可能になるよう検討しなければならない。</li> </ul>		
(1) 景観形成作物推進	群馬の水田農業推進事業「景観形成作物推進」 ・内容：作付 12000円/10a 支出先：農協	群馬の水田農業推進事業「景観形成作物推進」 ・内容：種子、肥料の配布希望農家へ	なし	なし	群馬の水田農業推進事業「景観形成作物推進」 ・内容：作付 12000円/10a 支出先：農協 6000円	なし			
(2) 飼料用稲作付推進	群馬の水田農業推進事業「飼料用稲作付拡大」 内容：作付40000円/10a 支出先：営農集団・酪農家	なし	なし	なし	なし	なし			
(3) とも補償推進事業	群馬の水田農業推進事業「とも補償推進活動」 ・内容：県農家拠出の1/5 市農家拠出の1/4 ・支出先：農協(個人)	群馬の水田農業推進事業「とも補償推進活動」 ・内容：県農家拠出の1/5 町農家拠出の3/5 ・支出先：農協(個人)	群馬の水田農業推進事業「とも補償推進活動」 ・内容：県 800円 村 1,100円 ・支出先：農協(個人)	群馬の水田農業推進事業「とも補償推進活動」 ・内容：県農家拠出の1/5 村農家拠出の1/4 ・支出先：農協(個人)	群馬の水田農業推進事業「とも補償推進活動」 ・内容：県農家拠出の1/5 村県助成残額2/3 ・支出先：農協(個人)	群馬の水田農業推進事業「とも補償推進活動」 ・内容：県800円村残額の2/3/10a ・支出先：農協(個人)			
(4) 水田農業確立対策(市町村単独)	【市単独補助】 水田農業確立対策集落推進事業 ・補助率：支部推進均等割5000円+ 転作面積割500円/10a 団地化推進 団地転作5000円/10a 支出先：農協(支部・個人)	なし	なし	なし	【村単独補助】 水田農業確立対策集落奨励金交付事業 ・補助率：村単、戸当たり200円。 ・その他農事支部の減反目標面積が達成された支部は、戸当たり600円加算及び一律20,000円平等割支給 ・支出先：農事支部	【村単独補助】 転作目標達成組合報償費 ・補助率：定額500,000円 農事支部(29支部) ・一律10,000円と達成地区については、面積割り按分補助 ・生産調整目標達成者 1㎡当たり10円、集団転作実施者には加算1㎡当たり10円			
7 農業近代化資金等利子補給									
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	<p>5【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業近代化資金助成法に基づき実施されている利子補給制度であり、利子補給率に差異があるため2.0%と有利である渋川市外2村の利子補給制度に統一し、スーパーL資金利子補給については、認定農業者が認定計画に従い農業経営の改善が円滑に行われるよう必要な資金の利子補給制度で、農業経営基盤強化促進法に基づき実施しているが、利子補給率に差異があるため0.4%と有利である渋川市及び子持村の利子補給制度に統一する。</li> </ul>		
(1) 農業近代化資金等利子補給事業	農業近代化資金等利子補給事業 ・内容 利子補給率2%以内 ・支出先 農協(貸付機関)	なし	農業近代化資金等利子補給事業 ・内容 利子補給率2%以内 ・支出先 農協(貸付機関)	農業近代化資金等利子補給事業 ・内容 利子補給率2%以内 ・支出先 農協(貸付機関)	農業近代化資金等利子補給事業 ・内容 利子補給率1.5%以内 ・支出先 農協(貸付機関)	農業近代化資金等利子補給事業 ・内容 利子補給率1.5%以内 ・支出先 農協他(貸付機関)			
(2) 認定農業者育成資金利子補給	認定農業者育成資金利子補給(スーパーL資金) 市0.4%	なし	なし	認定農業者育成資金利子補給(スーパーL資金) 村：0.4%	認定農業者育成資金利子補給(スーパーL資金) 県0.63% 村0.20%	認定農業者育成資金利子補給(スーパーL資金) 県0.63% 村0.20%			

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-14 農林水産関係事業の取扱い		関係項目				調整理由・課題	
現				況					
8 農業基盤整備事業									
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村			
(1) 農地費関係事業負担金	なし	なし	なし	なし	赤城西麓土地改良事業 ・受益面積 800ha	赤城西麓土地改良事業 ・受益面積 94ha	6【調整理由】 ・ 農業基盤整備事業等については、農地費関係負担金は土地改良事業完了地区及び事業継続地区の負担金等であり、土地改良事業等の継続事業においても、補助率及び受益者分担金はすでに決定しているため現行のとおりとし、新規事業については事業採択時に新市において調整する。 また、園芸振興対策事業については、基本構想における各種園芸類型においても園芸作物を組み込んだ複合経営になっており、地域農業マスタープランに即した渋川地区の地域特性を活かした振興対策が必要であり、畜産振興事業については、環境保全機能の維持向上をめざした生産基盤及び防疫体制の強化を図る必要がある。林業振興事業については、林業経営の安定化を図り、木材生産、椎茸や山菜等林産物の生産基盤の整備、人工林の間伐、有害鳥獣駆除及び森林病虫害防除対策や林道網整備等の推進が必要であるが、各市町村の事業に対する施策が異なるため、調整が必要となる。  【課題】 ・ 各市町村ごとに複数の生産対策事業があるが、品質の向上を図り、生産物の特産化及びブランド化を推進していく必要がある。 ・ 糞尿処理、家畜環境保全及び防疫体制を充実させ生産体制を強化する必要がある。また、行政だけでなく、JAとの連携も重要である。 ・ 有害鳥獣駆除対策については市町村主体と猟友会主体などがあり、また、被害がカラス、猪、鹿等様々であるため対応の検討が必要である。 ・ 松くい虫防除対策における樹種転換事業においては、面積が広大になり対応しきれないため、地域指定等の検討が必要である。		
	群馬用水土地改良事業 ・受益面積 294ha	なし	なし	群馬用水土地改良事業 ・受益面積 540ha	群馬用水土地改良事業 ・受益面積 132.1ha	群馬用水土地改良事業 ・受益面積 449ha			
	なし	なし	なし	なし	なし	県営富士見・北橋土地改良事業 ・受益面積 64ha			
	なし	なし	なし	なし	県営持柏木地区担い手育成型畑地帯総合整備事業 ・受益面積 88.6ha	なし			
	なし	なし	なし	なし	県営横野地区農村活性化住環境整備事業 ・受益面積 186ha	なし			
(2) 団体営土地改良事業	団体営基盤整備促進事業 ・五輪平地区 内容：ほ場整備 事業主体：土地改良区 補助率：国 50% 県 25% 市 18.5% 幹線農道：市 25% ・行幸田北部地区 内容：ほ場整備 事業主体：土地改良区 補助率：国 50% 県 25% 市 18.5% 幹線道路：市 25%	なし	なし	なし	なし	なし			
(3) 小規模土地改良事業	小規模土地改良事業 ・内容：農道整備・かんがい排水工事 ・事業主体：市 ・補助率：県45%	小規模土地改良事業 ・内容：農道整備・かんがい排水工事 ・事業主体：町 ・補助率：県45%	小規模土地改良事業 ・内容：農道・ほ場整備、用水路 ・事業主体：村30～70% ・14年度 かんがい排水 17,000,000円 ・補助率：県45%	小規模土地改良事業 ・内容：農道・かんがい排水工事費等補助 ・事業主体：村 ・補助率：県45%	小規模土地改良事業 ・内容：農道工事費 ・事業主体：村 ・補助率：県45% ・内容：畑かん施設導入事業費補助金 ・交付先：農協(132,000円) ・補助率：県40% 村10%	小規模土地改良事業 ・内容：農道整備・かんがい排水工事 ・事業主体：村 ・補助率：県40～45%			
(4) 農道整備事業	県営ふるさと農道緊急整備事業 ・内容：農道整備 ・負担割合：県70% 村30% ・交付先：県	なし	県営ふるさと農道緊急整備事業(県営東・小野上線) ・内容：農道整備 県70% 村30% ・交付先：県 農村総合整備事業 ・農道整備 57,900,000円 ・補助率：国50% 県20%	県営ふるさと農道緊急整備事業 ・内容：農道整備 ・負担割合：村30% ・交付先：県 県営三角農免農道整備事業 ・内容：農道整備 ・補助率：国50% 県2/6 村1/6+事務費50%	県営ふるさと農道緊急整備事業 ・内容：農道整備 ・負担割合：県70% 村30% ・交付先：県 19,650,000円	県営ふるさと農道緊急整備事業 ・内容：農道整備 ・負担割合：県70% 村30% ・交付先：県			
	認定路線延長 路線 m	認定路線延長 1 路線 233 m	認定路線延長 路線 m	認定路線延長 路線 m	認定路線延長 路線 m	認定路線延長 6 路線 1,867 m	認定路線延長 路線 m		

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-14	農林水産関係事業の取扱い			関係項目		
現況							調整理由・課題
<b>9 園芸振興対策事業</b>							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)野菜生産対策事業	「ぐんまの野菜2001」生産対策事業 ・内容：機械施設整備 ・補助率：県1/3 市1/10 ・支出先：営農集団	なし	「色あざやかな群馬の花」ステップアップ事業 ・内容：機械整備 ・補助率：県1/3 村1/10 ・支払先：生産者組合	蚕糸園芸振興事業 ・内容：生産施設及び集出荷機械整備等 ・補助率：県1/3 村なし ・支出先：営農集団	「ぐんまの野菜2001」生産対策事業 ・内容：機械施設整備等 ・補助率：県補助1/3 村は県費補助金の1/2	ガンバル農地再生特別対策事業 ・内容 ・補助率：県1/3 村1/4 ・支出先：生産組織	
(2)果樹等生産対策事業	おいしい「ぐんまの果樹」産地基盤強化事業 ・内容：施設整備(予冷库) ・補助率：県1/3市1/10 ・支出先：営農集団	なし	ガンバル農地再生特別対策事業 ・内容：苗木購入・施設 ・支出先：生産者組合	新規作物導入推進事業 ・内容：茶苗、果樹苗購入補助 ・補助率：1/3 ・交付先：子持村茶生産組合、子持村フルーツ生産組合	おいしい「ぐんまの果樹」産地基盤強化事業 ・内容：施設整備(防鳥ネット等) ・補助率：県1/3 村は県の1/2 ・支出先：営農集団	おいしい「ぐんまの果樹」産地基盤強化事業 ・内容：施設整備(果樹棚他) ・補助率：県1/3 村1/4 ・支出先：営農集団 生産組織	
(3)花卉生産対策事業	なし	なし	なし	【村単独事業】 蔬菜園芸優良種苗導入事業 ・内容：花卉優良種苗導入事業 ・補助金：定額	花壇苗導入助成事業 ・内容：景観対策として、花苗の導入事業 ・補助金：県1/7 村6/7	「色あざやかな群馬の花」ブランド化推進対策事業 ・内容：施設整備事業 ・補助率：県1/3 村1/4 ・支払先：花卉園芸組合他	
(4)その他対策事業	なし	なし	なし	【村単独事業】 蔬菜園芸優良種苗導入事業 ・内容：園芸優良種苗導入事業(いちご) ・補助金：定額	園芸特産物ブランド産地強化対策事業 ・内容：推進事業 ・補助率：県1/2 村なし ・支出先：農協	【村単独事業】 畑作振興対策事業 ブロッコリー等4品目対象 ・補助率：定額 ・支出先：生産者協議会	
	なし	なし	なし	茶生産振興事業 ・内容：茶苗購入補助 ・補助率：2/3 (県1/3, 村1/3) ・交付先：子持村茶生産組合	群馬のおもしろ特産物生産対策事業 ・内容：機械施設整備 ・補助率：県1/3 村 県の1/2 ・支出先：営農集団	なし	
	なし	なし	なし	なし	軟化野菜振興事業 ・内容：優良品種導入補助 定額補助 ・支出先：農協 ・補助率：村単1/3以内	なし	
<b>10 畜産振興事業</b>							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)家畜衛生事業	なし	なし	家畜伝染病予防事業 ・内容：アガネ病・ブルセラ 結核・ヨネ病 ・支払先：自衛防疫協議会	家畜伝染病予防事業【村単独】(定額) ・支出先：運営協議会 ・補助率：JA養豚部子持支部	赤城家畜診療所運営事業 ・内容：診療所運営費補助 定額補助 ・支出先：運営協議会 ・補助率：村、農業共済連 JA 定額補助 オーエスキー病防疫事業 ・内容：予防注射補助 定額補助 ・支出先：自衛防疫協議会 ・補助率：村単、24円/頭 牛海綿状脳症関連緊急対策資金利子補給金【村単独】 ・融資見込額×0.012 ・支出先：畜産農家	家畜防疫補助【村単独】 村1/3 ・支出先：畜産家 家畜防疫互助基金造成等支援事業【村単独】 ・農家拠出金 村1/2 ・支出先：養豚組合 牛海綿状脳症関連緊急対策資金利子補給【村単独】 ・融資見込額×0.012 ・支出先：畜産農家	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-14 農林水産関係事業の取扱い			関係項目		調整理由・課題
現				況			
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(2)酪農ヘルパ -事業	【市単独】 酪農ヘルパ - 制度利用促進事業 ・内容：ヘルパ - 利用補助 ・補助率：1/3 ・支出先：酪農振興協議会（個人）	なし	なし	畜産ヘルパ - 活用促進事業 ・内容：実績支払い ・支出先：酪農部（個人）	なし	なし	
(3)家畜導入 事業	【市単独】 優良家畜導入事業 ・内容：肉牛・乳牛 豚の導入費補助 1/4（上限あり） ・支出先：農協（個人） 【市単独】 BSE対策経営支援事業 （優良牛導入対策） ・内容：肉牛・乳牛・豚の 導入費補助 1/4 （上限あり） ・支出先：農協（個人）	なし	なし	なし	優良乳牛導入事業 【村単独】 ・内容：優良乳牛導入補助 ・補助率：1/3 ・支出先：農協（組合） ぐんまの養豚生産体制確 立整備事業 ・内容：優良種豚導入 ・補助率：県定額（導入価 格の1/6以内） 村県費補助金同額 ・支出先：農協	優良肉用牛肥育素牛導入 事業 ・補助率：県10%村10% ・支出先：肥育農家	
(4)畜産環境保 全対策事業	【市単独】 家畜ふん尿処理施設整備 事業 ・内容：リース事業リース料 一部補助（3年間） 市30% ・支出先：農協（個人） 【市単独】 畜産環境対策事業 ・内容：脱臭剤等薬剤購入 費補助 1/3 ・支出先：農協（個人） 【市単独】 畜産振興関係事業 ・内容：殺虫剤の現物支給	なし	なし	なし	生産振興総合対策事業 ・内容：家畜尿処理施設 ・内容：国1/2県1/6 村1/10 ・支出先：環境保全組合 （2組合）	家畜尿処理施設整備事業 ・内容：国1/2県1/6 村1/10 ・支出先 環境保全組合 畜産有機質資源確立対策 事業 ・内容：家畜糞尿処理施設 設置費補助 県1/3村1/4 ・支出先：利用組合	
(5)畜産振興 助成事業	なし	なし	なし	放牧事業【市単独】 ・内容：放牧費助成 定額補助 ・補助率：村単、定額 ・支出先：酪農部	畜産振興協議会活動事業 ・内容：協議会運営補助 定額補助 ・補助率：村単、定額 ・支出先：協議会	地域肉豚生産安定基金 【市単独】 ・農家拠出金 村1/2 ・支出先：養豚組合 畜産振興奨励補助金 【市単独】定額補助 ・支出先：畜産組合 養豚生産基盤強化支援事 業 ・県14%村19.3% ・支出先：養豚組合	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-14 農林水産関係事業の取扱い		関係項目				調整理由・課題
現			況				
1.1 森林整備計画							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)市町村森林整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成14年3月29日</li> <li>計画期間 平成14年4月1日～平成24年3月31日</li> <li>区域内森林面積 1,918ha</li> <li>整備計画面積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>水土保持林 695ha</li> <li>森林と人との共生林 160ha</li> <li>資源の循環利用林 185ha</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成14年3月29日</li> <li>計画期間 平成14年4月1日～平成24年3月31日</li> <li>区域内森林面積 1,774 ha</li> <li>整備計画面積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>水土保持林 1,201ha</li> <li>森林と人との共生林 498ha</li> <li>資源の循環利用林 ha</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成14年4月1日</li> <li>計画期間 平成14年4月1日～平成24年3月31日</li> <li>区域内森林面積 2,203ha</li> <li>整備計画面積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>水土保持林 2,203ha</li> <li>森林と人との共生林 ha</li> <li>資源の循環利用林 ha</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成14年4月1日</li> <li>計画期間 平成14年4月1日～平成24年3月31日</li> <li>区域内森林面積 2,209ha</li> <li>整備計画面積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>水土保持林 1,228ha</li> <li>森林と人との共生林 256ha</li> <li>資源の循環利用林 129ha</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成14年3月29日</li> <li>計画期間 平成14年4月1日～平成24年3月31日</li> <li>区域内森林面積 4,431ha</li> <li>整備計画面積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>水土保持林 2,726ha</li> <li>森林と人との共生林 193ha</li> <li>資源の循環利用林 345ha</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定年月日 平成14年4月1日</li> <li>計画期間 平成14年4月1日～平成24年3月31日</li> <li>区域内森林面積 224ha</li> <li>整備計画面積                             <ul style="list-style-type: none"> <li>水土保持林 43ha</li> <li>森林と人との共生林 132ha</li> <li>資源の循環利用林 49ha</li> </ul> </li> </ul>	
1.2 林業振興事業							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)間伐促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>市単間伐促進対策事業</li> <li>内容：間伐促進費補助 市2/10</li> <li>交付先：渋川地区森林組合 (730,400円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県単間伐促進対策事業</li> <li>内容：間伐促進費補助 県5/10・町2/10</li> <li>交付先：渋川地区森林組合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村単間伐促進対策事業</li> <li>内容：間伐促進費補助 村2/10</li> <li>交付先：渋川地区森林組合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村単間伐促進対策事業</li> <li>内容：間伐促進費補助 村2/10</li> <li>交付先：渋川地区森林組合</li> </ul>	なし	なし	
(2)有害鳥獣駆除対策補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣駆除対策事業</li> <li>内容：銃器駆除補助 県1/2 市1/5 (14年度まで補助 15年度から市事業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣駆除対策事業</li> <li>内容：罟・銃器駆除補助 県1/2 町1/2 定額</li> <li>交付先：猟友会</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣駆除対策事業</li> <li>内容：銃器駆除補助</li> <li>交付先：鳥獣被害団体</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣駆除対策事業</li> <li>内容：電柵設置(鹿用) 県1/2 村1/2</li> <li>有害鳥獣駆除対策事業</li> <li>内容：随時対応するため年間定額村単独補助</li> <li>交付先：北橋村猟友会</li> </ul>	
(3)森林整備担い手対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備担い手対策事業</li> <li>内容：林業従事者の共済掛金の一部助成 県1/2 市1/5</li> <li>交付先：団体</li> <li>森林整備地域活動支援交付金事業</li> <li>内容：森林整備の推進 国1/2 県1/4 市1/4</li> <li>交付先：団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備担い手対策事業</li> <li>内容：林業従事者の共済掛金の一部助成 県1/2 町1/10</li> <li>交付先：団体</li> <li>森林整備地域活動支援交付金事業</li> <li>内容：森林整備の推進 国1/2 県1/4 町1/4</li> <li>交付先：団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備担い手対策事業</li> <li>内容：林業従事者の共済掛金の一部助成 県1/2 村1/10</li> <li>交付先：団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備担い手対策事業</li> <li>内容：林業従事者の共済掛金の一部助成 県1/2 村1/5</li> <li>交付先：林業組合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備担い手対策事業</li> <li>内容：林業従事者の共済掛金の一部助成 県1/2 村1/5</li> <li>交付先：団体</li> <li>補助率：県、村(林業退職金、共済掛金の一部補助)</li> </ul>	なし	
(4)林道整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>林業作業道総合整備事業</li> <li>内容：林内作業道路造成一部補助 県2/3 市1/5</li> <li>交付先：渋川地区森林組合</li> <li>県単林道整備事業</li> <li>内容：林道の開設・改良</li> <li>事業主体：市(地元)</li> <li>補助率：県1/2 (償還助成あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道作業道総合整備事業</li> <li>内容：林内作業道路造成一部補助 県2/3 町1/10</li> <li>交付先：渋川地区森林組合</li> <li>県単林道整備事業</li> <li>内容：林道の開設・改良</li> <li>事業主体：町</li> <li>補助率：県1/2 (償還助成あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道作業道総合整備事業</li> <li>内容：林内作業道路造成一部補助 県2/3 村1/10</li> <li>交付先：渋川地区森林組合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道作業道総合整備事業</li> <li>内容：林内作業道路造成一部補助 県2/3 村1/10</li> <li>交付先：渋川地区森林組合</li> <li>県単林道整備事業</li> <li>内容：林道の開設・改良</li> <li>事業主体：村</li> <li>補助率：県1/2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県単林道整備事業</li> <li>内容：林道の開設・改良</li> <li>事業主体：村</li> <li>補助率：県1/2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県単林道整備事業</li> <li>内容：林道の開設・改良</li> <li>事業主体：村</li> <li>補助率：県1/2</li> </ul>	
	認定路線 11 路線 延長 17,735 m	認定路線 11 路線 延長 13,516 m	認定路線 12 路線 延長 30,434 m	認定路線 12 路線 延長 20,249 m	認定路線 20 路線 延長 45,717 m	認定路線 4 路線 延長 6,202 m	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-14 農林水産関係事業の取扱い		関係項目				調整理由・課題
現				況				
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村		
(5)きのこ等普及事業	きのこ・山菜の里整備事業 ・内容：機械施設費補助 県1/2 市1/10 ・交付先：椎茸生産部	なし	椎茸等栽培近代化促進事業 ・要綱：なし ・補助金：事業費の20%	きのこ振興対策事業補助金 ・内容：ほだ場ほだ木コンクール、品評会開催等の一部補助 ・交付先：子持村しいたけ組合	きのこ・山菜の里整備事業 ・内容：機械施設費補助 県1/2 村1/10 ・交付先：椎茸組合	きのこ・山菜の里整備事業 ・内容：菌床用棚他 県1/2 村1/10 ・交付先：椎茸組合 【村単事業】しいたけ増産対策事業 ・内容：種駒補助 村 定額 ・交付先：椎茸組合 【県単事業】群馬のきのこ消費地交流事業 ・補助率：県100%		
(6)森林病虫害等防除対策事業	松くい虫防除対策事業 ・内容：予防散布・伐倒駆除 ・事業主体：市(委託) 森林組合 ・負担割合：命令 県10/10 奨励 県3/4 県単 県2/3 予防 県1/2 ・補助率：樹種転換 2/10 (樹種転換森林組合補助)	森林病虫害等防除事業 ・内容：伐倒駆除 ・補助：県2/3 ・事業主体：町(委託)	森林病虫害等防除事業 ・内容：伐倒駆除 ・補助：県2/3 ・事業主体：村(委託)	松くい虫防除対策事業 ・内容：予防散布・伐倒駆除 ・事業主体：村(委託) ・予防散布 県1/2村1/2 ・伐倒駆除 命令 県10/10	松くい虫防除対策事業 ・内容：予防散布・伐倒駆除 ・事業主体：村(委託) 森林組合 ・補助率：命令 県10/10 奨励 県3/4 県単 県1/2 予防 県1/2	松くい虫防除対策事業 ・内容：予防散布・伐倒駆除 ・事業主体：村(委託) ・補助率：命令 県10/10 奨励 県3/4 県単 県2/3 予防 県1/2		
	なし	なし	なし	なし	なし	【村単事業】松くい虫予防散布下草刈り(作業道整備)		

協議項目	24-14 農林水産関係事業の取扱い	関係項目	
現		況	
		調整理由・課題	
<p><b>【関係法令】</b></p> <p>地方自治法（抜粋）</p> <p>（分担金） 第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その利益の限度において、分担金を徴収することができる。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律（抜粋）</p> <p>（目的） 第1条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。</p> <p>（農業振興地域整備基本方針の作成） 第4条 都道府県知事は、基本方針に基づき、政令で定めるところにより、当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に関し農業振興地域整備基本方針を定めるものとする。 第2項～第7項省略</p> <p>（市町村の定める農業振興地域整備計画） 第8条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。 第2項～第4項省略</p> <p>（農業振興地域整備計画の基準） 第10条 農業振興地域整備計画は、農業振興地域整備基本方針に適合するとともに第4条第3項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、当該農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該農業振興地域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。 第2項～第5項省略</p>	<p>農業経営基盤強化促進法（抜粋）</p> <p>（目的） 第1条 この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（農業経営基盤強化促進基本構想） 第6条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。 第2項～第7項省略</p> <p>（資金の貸付） 第15条 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、認定農業者が認定計画に従って行う農業経営の改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。</p> <p>農業近代化資金助成法（抜粋）</p> <p>（目的） 第1条 この法律は、農業者等に対し農業協同組合その他の機関で農業関係の融資をその業務とするものが行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国が、都道府県の行う利子補給等の措置に対して助成し、又は自ら利子補給を行う措置を講ずることとし、もって農業者等の資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資することを目的とする。</p> <p>森林法</p> <p>（この法律の目的） 第1条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。</p> <p>（市町村森林整備計画） 第10条の5 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となった市町村にあっては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。 第2項～第8項省略</p>		

協議項目	24-14 農林水産関係事業の取扱い	関係項目		
現 況		調整理由・課題		
13 先進地事例				
<p>篠山市</p> <p>1 農林業関係事業については、次のとおり実施するものとする。 国・県補助事業及び継続事業については、新町において引き続き実施する。 町単独事業については、合併時に調整する。ただし、集落生産組合に対する助成制度は篠山町の例によるものとし、農地の利用権設定にかかる助成制度は西紀町の例による。 災害復旧事業にかかる町単独補助及び受益者の負担割合については、篠山市の例による。</p> <p>2 農林業関係団体等については、次のとおり取扱うものとする。 農業協同組合、森林組合及び土地改良協議会の統合については、それぞれの事情を尊重しながら調整に努める。 農会長会については、合併時に統合する。 土地改良区及び水系協議会等については、現行のとおりとする。 農林業施策の推進を図るための協議会等組織については、新町において新たに設置する。</p> <p>3 新生産調整推進対策については、合併時に調整する。</p> <p>4 農振農用区域については、当面現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。</p> <p>5 農林業関係基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。</p>	<p>さぬき市</p> <p>1 農林水産関係事業については、次のとおり実施するものとする。 国・県補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。 町単独事業及び災害復旧事業の受益者負担割合については、合併時に調整する。ただし、農業経営基盤強化資金利子助成事業及び農地流動化推進助成事業については、新市において実施する。</p> <p>2 農林水産関係団体等については、次のとおり取扱うものとする。 漁業協同組合については、新市との一体性を保つために、それぞれの事情を尊重しながら統合を含めて調整に努めるものとする。 転作関係団体及び農業経営者団体については現行のとおりとし、組織を新市に引き継ぐものとする。ただし、将来の統合に向けて検討ができるよう指導する。 土地改良区関係団体については、現行のとおりとする。 農林水産業施策の推進を図るための協議会等の組織については、新市において新たに設置する。</p> <p>3 農振農用区域については、現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。</p> <p>4 農業経営基盤促進対策事業については、引き続き実施する。ただし、当該事業の促進体制(組織等)については、新市において新たに確立するものとし、マスタープランについては、新市で調整し新たに作成する。</p> <p>5 生産調整(転作)については、新市において調整する。</p> <p>6 林道・漁港については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>7 林地開発については、合併時に調整する。</p> <p>8 省略</p>	<p>あさぎり町</p> <p>農業関係事業の取扱いについて</p> <p>1 農業関係団体等については、次のとおり取扱うものとする。 農業協同組合の統合については、それぞれの事情を尊重しながら、調整に努めるものとする。 上村ふるさと振興社は、新町に引き継ぎ、アグリサービス岡原は、組織の事情を勘案し調整及び育成に努める。 中球磨地区農業振興連絡協議会は、JAとの調整を図りながら新町において新たに設置する。 中球磨農業者年金受給者協議会及び岡原村農業者年金受給者協議会については、関係団体との協議により新町において調整する。 その他農業施策の推進を図るための協議会等組織については、新町において新たに設置する。</p> <p>2 農業関係基金及び貸付金については、次のとおり取扱うものとする。 水田農業確立対策事業基金及び家畜導入事業資金供給事業等基金については、合併までに関係町村で廃止する。 中山間地域活性化推進基金については、上村の例により新町に引き継ぐ。 上村土地改良区への貸付金制度は、所期の目的を達成したときに関係町村で廃止し、深田村畜産振興会への貸付金制度は、合併までに関係町村で廃止する。</p> <p>3 農業振興地域整備計画及び事業関連計画書については、当面現行のとおりとし、新町において作成する計画に基づき調整する。</p> <p>4 水田農業経営確立対策については、次のとおり取扱うものとする。 事業の推進については、合併時の対策に応じた事業推進が図られるよう調整する。 事業推進に係る助成金については、事業推進上必要とされる場合は、合併時に助成制度を新たに設ける。</p> <p>5 各種イベント及び都市交流については、イベント等の持つ意味や周囲に与えている影響等を考慮し、新町において調整する。</p> <p>6 農業関係事業(政策補助金)の取扱いについて</p>	<p>調整理由・課題</p>	
		<p>あさぎり町</p> <p>1から 林業水産関係事業の取扱いについて 林務関係事業については新町において決定する継続事業については新町に引き継ぐ。 中球磨森林組合については諸般の事情を勘案しながら現行のとおり新町に引き継ぐ。 林業構造改善事業補助金については、上村の例による。 林業振興補助金については、上村、深田村の例による。 林道、治山工事受益者分担金及び林業構造改善事業分収林設置事業分担金については、上村の例による。 省略</p>	<p>国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。 単独事業については、合併時に調整する。ただし、農業振興補助金交付規則及び要項については、上村の例により整理統合できる補助金は統合する方向で調整する。 1へ</p>	

協議項目	24-14 農林水産関係事業の取扱い	関係項目	
現 況		調整理由・課題	
<p>南アルプス市</p> <p>1 農林業振興の一体的取扱いについては、次のとおりとする。 若草町で実施している「転作特別奨励金」については、新市における転作面積の配分方法と併せて検討する。 農振農用地区域については現行のとおり移行し、新市において策定する「農業振興地域整備計画」と併せて調整する。 農業経営基盤強化については、新市において「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定する。また、継続的事業については、新市に引き継ぐ。 遊休農地保全対策については、新市において検討協議会等を設置して新たな施策を定める。 農業後継者育成資金の貸付については、当面有利な融資条件に合わせることで、新市施行後、新たな基準を検討する。 森林整備計画については、地域の実情を踏まえる中で、新市の計画を策定する。</p> <p>2 農林土木事業の取扱いについては、次のとおりとする。 土地改良事業に係る単独補助については、合併時に廃止し新市において新たに検討する。 土地改良事業の継続事業については、現行の補助率で新市に引継ぎ、新規事業の補助率は事業採択時に新市において調整する。 農道及び林道については、現状のまま新市に引き継ぐ。 農林基盤整備事業の受益者負担の取扱いについては、継続事業は現行の負担率で引き継ぎ、新規事業は事業採択時に新市において調整する。</p>	<p>東かがわ市</p> <p>1 農振農用地区域については、現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。 2 農業振興地域整備促進協議会は、新町において新たに設置する。 3 農業経営基盤強化促進対策事業については、引き続き実施する。ただし、当事業の促進体制(組織等)については、新町において新たに確立するものとし、マスタープランについては、新町で調整し新たに作成する。 4 農業経営基盤強化資金利子助成事業及び農地流動化推進事業については、引田町の例により実施する。 5 中山間地域等支払制度は、新町において引き続き実施する。 6 香川用水については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 7 生産調整(転作)の面積配分及び加工米については、新町において調整する。 8 生産調整推進協議会は、新町において新たに設置する。 9 生産調整推進基本計画は、新町において作成する。 10 生産調整は、新町において調整する。 11 生産調整単独助成事業は、事業廃止を前提に新町において調整する。 12 農業関係団体については、現行のとおりとし、組織を新町に引き継ぐ。 13 林務関係事業は、新町において引き続き実施する。 14 単県造林事業については、白鳥町の例により新町において調整する。無立木地等緊急造成事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。 15 林務関係団体補助については、合併時に調整する。 16 林道は、現行のとおり新町に引き継ぐ。 17 林地開発は、新町において速やかに制度化を図る。 18 畜産振興補助事業は、新町において引き続き実施する。 19 有害鳥獣駆除関係は、白鳥町の例により新町において調整する。 20 土地改良事業については、新町において引き続き実施する。 21 土地改良補助制度の継続事業は、現行の補助率で新町に引き継ぐ。新規事業は、事業採択時に新町において調整する。ただし、単独県費土地改良事業補助事業は、引田町の例により新町において調整する。 22 継続して行う土地改良事業の受益者負担割合については、現行の負担率で新町に引き継ぐ。新規事業は、事業採択時に新町において調整する。ただし、単独県費土地改良事業補助事業は、引田町の例により新町において調整する。 2へ</p>	<p>かほく市</p> <p>1 農業振興計画等については、新市において新たに策定する。ただし、新計画ができるまでの間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。 2 農業経営基盤強化促進事業については、宇ノ気町の例による。 3 農業近代化資金利子補給事業については、高松町の例による。 4 中山間地域等直接支払事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 5 標準小作料については、新市において調整する。ただし、新市の標準小作料ができるまでの間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。 6 土地改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 7 農林関係事業負担率については、合併時に調整する。 8 生産調整については、合併後新市において調整する。 9 農道認定路線については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 10 市町村森林整備計画については、新市において新たに策定する。ただし新計画ができるまでの間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。 11 林道認定路線については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 12 有害鳥獣駆除については、新市において調整する。 13 松くい虫防除事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、町単独事業については、合併時に調整する。 14 アメリカシロヒトリ駆除については、合併時に調整する。 15 畜産施設環境改善事業については、宇ノ気町の例による。</p> <p>東かがわ市</p> <p>2から 23 農道は現行のとおり新町に引き継ぐ。 24 町単独補助事業は、合併時に廃止し、新町において検討する。 以下省略</p>	<p>調整理由・課題</p>

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-15 商工・観光関係事業の取扱い	関係項目	
調整方針	<p>1 金融制度については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小口資金については、現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>(2) 商業活性化資金については、渋川市、赤城村、北橘村の例による。</p> <p>(3) 商工貯蓄共済融資利子補給については、新市において調整する。</p> <p>2 商店街等振興対策については、新市において調整する。</p> <p>3 観光事業に係る「まつり」、「イベント」については、現行のとおりとする。</p>		<p>4 勤労者対策については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 勤労者生活資金及び勤労者住宅建設等利子補給事業については、渋川市の例による。</p> <p>(2) 定住促進住宅建設利子補給事業については、当面の間、現行のとおりとする。</p> <p>5 優良企業誘致促進事業については、新市において調整する。</p>

現	況	調整理由・課題
---	---	---------

1 金融制度							<p>1【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小口資金については、商工会議所及び商工会との調整が必要となることから、合併時に統一するのは困難である。</li> <li>また、渋川市には預託制度があるが5町村には預託制度がなく、利子補給制度があるため、新市において調整する。</li> <li>商業活性化資金については、県との協調融資であり、条件等が同一であるため。</li> <li>商工貯蓄共済融資利子補給各町村における対象貸付額や補給期間に相違があり、商工会との調整が必要であることから、合併時に統一することは困難であるため。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小口資金は、新市において、預託額を増加すること等により融資利率の引き下げを行い、統一した制度とする必要がある。</li> <li>また、小口審査委員会の委員の選任について検討が必要である。</li> </ul>
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	
(1) 県市町村協調制度	<p>小口資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額：1,250万円</li> <li>・融資期間：運転資金 6年以内</li> <li>・設備資金 8年以内</li> <li>・利率：2.5%以内</li> <li>・申込窓口：商工観光課 市内金融機関</li> <li>・金融機関融資額(H14) 80件、517,100千円</li> </ul> <p>〔小口資金利子補給〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>	<p>小口資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額：1,250万円</li> <li>・融資期間：運転資金 -</li> <li>・設備資金 8年以内</li> <li>・利率：3.2%以内</li> <li>・申込窓口：企画観光課</li> <li>・金融機関融資額(H14) 4件、34,600千円</li> </ul> <p>〔小口資金利子補給〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利率：0.96%以内</li> <li>・利子補給額(H14) 1件、74,328円</li> </ul>	<p>小口資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額：1,250万円</li> <li>・融資期間：運転資金 6年以内</li> <li>・設備資金 8年以内</li> <li>・利率：3.2%以内</li> <li>・申込窓口：企画観光課</li> <li>・金融機関融資額(H14) 6件、33,100千円</li> </ul> <p>〔小口資金利子補給〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利率：2.0%以内</li> <li>・利子補給額(H14) 14件、775,750円</li> </ul>	<p>小口資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額：1,250万円</li> <li>・融資期間：運転資金 6年以内</li> <li>・設備資金 8年以内</li> <li>・利率：3.2%以内</li> <li>・申込窓口：産業課</li> <li>・金融機関融資額(H14) 9件、65,000千円</li> </ul> <p>〔小口資金利子補給〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利率：1.0%以内</li> <li>・利子補給額(H14) 5件、50,430円</li> </ul>	<p>小口資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額：1,250万円</li> <li>・融資期間：運転資金 6年以内</li> <li>・設備資金 8年以内</li> <li>・利率：3.2%以内</li> <li>・申込窓口：産業振興課 商工会</li> <li>・金融機関融資額(H14) 9件、76,500千円</li> </ul> <p>〔小口資金利子補給〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利率：1.0%以内</li> <li>・利子補給額(H14) 21件、690,700円</li> </ul>	<p>小口資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額：1,250万円</li> <li>・融資期間：運転資金 6年以内</li> <li>・設備資金 8年以内</li> <li>・利率：3.2%以内</li> <li>・申込窓口：村産業課 商工会</li> <li>・金融機関融資額(H14) 7件、48,600千円</li> </ul> <p>〔小口資金利子補給〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利率：1.5%以内</li> <li>・利子補給額(H14) 34件、1,363,957円</li> </ul>	
	<p>商業活性化資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額：8,000万円</li> <li>・融資期間：10年以内</li> <li>・利率：1.9%以内</li> <li>・申込窓口：渋川行政事務所</li> <li>・H14実績：2件、2,085,000円</li> </ul>				<p>商業活性化資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額：8,000万円</li> <li>・融資期間：10年以内</li> <li>・利率：1.9%以内</li> <li>・申込窓口：渋川行政事務所</li> <li>・H14実績：なし</li> </ul>	<p>商業活性化資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限度額：8,000万円</li> <li>・融資期間：10年以内</li> <li>・利率：1.9%以内</li> <li>・申込窓口：渋川行政事務所</li> <li>・H14実績：なし</li> </ul>	
			<p>商工貯蓄共済融資利子補給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給対象貸付額 1,000万円以内</li> <li>・利率：1%以内</li> <li>・利子補給期間：6年</li> <li>・利子補給額(H14)：12件、349,600円</li> </ul>	<p>商工貯蓄共済融資利子補給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給対象貸付額 500万円以内</li> <li>・利率：1%以内</li> <li>・利子補給期間：7年</li> <li>・利子補給額(H14)：8件、227,660円</li> </ul>	<p>商工貯蓄共済融資利子補給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給対象貸付額 3,000万円以内</li> <li>・利率：1%以内</li> <li>・利子補給期間：5年～</li> <li>・利子補給額(H14)：3件、20,108円</li> </ul>	<p>商工貯蓄共済融資利子補給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給対象貸付額 1,600万円以内</li> <li>・利率：1%以内</li> <li>・利子補給期間：7年</li> <li>・利子補給額(H14)：4件、237,699円</li> </ul>	

協議項目		24-15 商工・観光関係事業の取扱い		関係項目			調整理由・課題
現				況			
2 商業振興事業							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	2【調整理由】 ・ 商工会議所・商工会の統合を含め、振興対策や補助金について調整する必要がある。  【課題】 ・ 新市の特色を生かし、長期的な展望に基づく振興方策を検討する必要がある。
(1) 商店街等振興対策	商店街等振興対策補助事業 ・ 四ツ角周辺商店街活性化事業 ・ 商店街活性化イベント促進事業 ・ 商店街共同駐車場設置奨励事業 ・ 商店街事務局職員雇用促進事業 ・ 商店街街路灯電気料補助事業 ・ フワ-フリーマーケット開催推奨事業  商店街づくり総合支援事業 ・ チャレンジショップ支援 ・ コミュニティ施設支援 ・ 商店街環境施設整備支援  中心市街地活性化事業 ・ 渋川まちなか活性化研究会 ・ 市民ふれあいプラザ運営事業	商工会へ補助	商工会へ補助	商工会へ補助	商工会へ補助	商工会へ補助	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-15 商工・観光関係事業の取扱い			関係項目		調整理由・課題
現				況			
3 観光事業							3【調整理由】 ・ 地域の特色を生かした伝統行事であり、地域の場でもあり実施するため、現行のとおり実施する。
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)まつり、イベント	渋川へそ祭り・開催事業補助金(H14) 8,000,000円・開催期日 7月第4金・土曜日・実施組織 渋川へそ祭り実行委員会(会長 木暮治一) ・事務局: 渋川商工会議所 渋川市 ----- 渋川山車まつり ・開催事業補助金(H14) 8,726,414円 ・開催期日 8月中旬の3日間(隔年で開催) ・実施組織 渋川山車まつり実行委員会 ・事務局: 渋川市	伊香保まつり・開催事業補助金(H14) 9,690,000円・テレビ放映宣伝費(H14) 700,000円・開催期日 9月18日~20日・実施組織 伊香保まつり実行委員会(会長高橋太郎) ・事務局: 伊香保町商工会	温泉まつり・開催事業費(H14) 2,197,651円・開催期日 4月29日(祝) ・実施組織 小野上村 ・事務局: 役場企画観光課	子持村かえで祭り・開催事業費(H14) 2,500,000円・開催期日 10月末の日曜 ・実施組織 子持村かえで祭り実行委員会 ・事務局: 役場産業課 ----- 白井宿八重ざくら祭り ・武者行列負担金 1,800千円 ・開催期日 4月末の日曜日 ・実施組織 白井宿八重ざくら祭り実行委員会 ・事務局: 子持村商工会	敷島温泉祭り・開催事業費予算(H14) 3,000,000円・開催期日 5月11日・実施組織 敷島温泉祭り実行委員会 ・事務局: 役場企画課	たちばな古里まつり・運営費補助金(H14) 2,500,000円・花火協賛金 300,000円・開催期日 8月4日(日) ・実施組織 たちばな古里まつり実行委員会 ・事務局: 北橋村商工会	

協議項目	24-15	商工・観光関係事業の取扱い			関係項目			調整理由・課題
現 況								
4 勤労者対策								<b>4【調整理由】</b> ・ 勤労者生活資金については、条件の最も良い澁川市の例によるものとする。 ・ 勤労者住宅建設等利子補給事業については、金利により相違はあるが、制度的に充実した澁川市の例によるものとする。 ・ 定住促進住宅建設利子補給事業については、小野上村のみの制度であるが、住民の生活安定と定住人口の増加を図る意味でも重要であるため、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。  <b>【課題】</b> ・ 融資機関の拡大を検討する必要がある。
細項目	澁川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)制度融資	勤労者生活資金 ・ 融資限度額：150万円 ・ 融資期間：5年以内 ・ 融資利率：年2.4%以内 ・ 預託金額(H14)：130件、56,000,000円	勤労者生活資金 ・ 融資限度額：100万円 ・ 融資期間：5年以内 ・ 融資利率：年2.4%以内 ・ 預託金額(H14)：4件、1,839,000円		勤労者生活資金 ・ 融資限度額：100万円 ・ 融資期間：5年以内 ・ 融資利率：年2.4%以内 ・ 預託金額(H14)：7件、9,000,000円	勤労者生活資金 ・ 融資限度額：100万円 ・ 融資期間：5年以内 ・ 融資利率：年2.4%以内 ・ 預託金額(H14)：4件、14,000,000円	勤労者生活資金 ・ 融資限度額：100万円 ・ 融資期間：5年以内 ・ 融資利率：年2.4%以内 ・ 預託金額(H14)：6件、6,000,000円		
(2)勤労者福祉対策	勤労者住宅建設等利子補給事業 ・ 利子補給対象貸付額：500万円以内 ・ 利率：約定利率から2.0%差し引いた利率(上限2.0%) ・ 交付期間：5年以内 ・ 利子補給額(H14)：130件、3,500,000円	勤労者住宅建設等利子補給事業 ・ 利子補給対象貸付額：500万円以内 ・ 利率：1.82%以内 ・ 交付期間：5年以内 ・ 利子補給額(H14)：6件、212,610円	定住促進住宅建設利子補給事業(勤労者以外も可) ・ 利子補給対象貸付額：500万円以内 ・ 利率：2%以内 ・ 交付期間：10年以内 ・ H14実績：2件、21,300円	勤労者住宅建設等利子補給事業 ・ 利子補給対象貸付額：300万円以内 ・ 利率：1.5%以内 ・ 交付期間：3年以内 ・ 利子補給額(H14)：39件、866,100円	勤労者住宅建設資金利補給 ・ 利子補給対象貸付額：300万円以内 ・ 利率：1.5%以内 ・ 交付期間：5年以内 ・ 利子補給額(H14)：19件、855,000円	勤労者住宅建設等利子補給事業 ・ 利子補給対象貸付額：500万円以内 ・ 利率：1.5%以内 ・ 交付期間：5年以内 ・ 利子補給額(H14)：24件、1,754,666円		
<b>【財政影響額】</b> 勤労者住宅建設等利子補給事業について、利子補給の利率を2.0%とした場合の財政影響額								
	市町村名	H14実績	利率2.0%	増減額				
	伊香保町	212,610円	233,637円	21,027円				
	小野上村							
	子持村	866,100円	1,154,800円	288,700円				
	赤城村	855,000円	1,140,000円	285,000円				
	北橋村	1,754,666円	2,339,554円	584,888円				
	合計	3,688,376円	4,867,991円	1,179,615円				

協議項目		24-15 商工・観光関係事業の取扱い		関係項目						
現					況			調整理由・課題		
5 工業振興対策										
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	5【調整理由】 ・ 優良企業誘致促進事業については、市町村により地方税の優遇措置等に相違があるため、新規のものについては、新市において調整する。  【課題】 ・ 誘致する企業の選定及び産業の振興方針を検討する必要がある。			
(1)優良企業誘致促進事業	渋川市工場設置奨励条例 農村地域工業等導入促進法 ・ 固定資産税相当額年1,000万円限度に奨励金交付。交付期間は3年以内  有馬企業団地企業設置奨励要綱 ・ 固定資産税相当額年1,000万円限度に奨励金交付。交付期間は5年以内 ・ 4区画 2.3ha		小野上村農村地域工業導入地区における村税の課税の特例に関する条例 農村地域工業等導入促進法 ・ 固定資産税課税免除。減免期間は3年間	子持村企業誘致促進条例 農村地域工業等導入促進法 ・ 固定資産税課税免除。減免期間は3年間  《1団地(西組) 2.76ha》	赤城村企業誘致促進条例 農村地域工業等導入促進法 ・ 固定資産税課税免除。減免期間は3年間	北橋村農村地域工業等導入地区における村税(固定資産税)の課税の特例に関する条例 農村地域工業等導入促進法 ・ 減価償却資産の取得価格の合計額が3,000万円を超えるものに対し、固定資産税課税免除。減免期間は3年間。  《3団地 13.3ha》				

協議項目	24-15	商工・観光関係事業の取扱い	関係項目		調整理由・課題
現			況		
6 先進地事例					
篠山市		さぬき市		山県市	
<ol style="list-style-type: none"> <li>商工会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。補助金については、現行制度を尊重し調整するものとする。</li> <li>商店街や商工業者にかかる助成制度については、篠山町の例による。</li> <li>地元企業就職奨励金については、現行のとおりとする。</li> <li>地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山町の例による。</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>中小企業融資事業については、新市において新たな中小企業融資条例を定め、中小企業融資審査委員会を設置する。</li> <li>預託金については、新市において預託金を設ける。</li> <li>商工業振興審議会については、新市において新たな商工業振興審議会を設置する。</li> <li>資金融資事業については、新市において新たな資金融資制度を設ける。</li> <li>温泉・保養施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</li> </ol>		<p>小口融資制度については、中小企業者の経営安定を図るため、岐阜県の施策動向を踏まえながら引き続き実施し、若しくはこれに代わる制度を設ける。なお、制度を見直す場合には、借入残高のある者が制度改正により支障を来さないよう最大限に配慮する。</p>	
あさぎり町		下呂市		かほく市	
<p>《商工業関係事業の取扱い》 商工業関係事業については、商工業の振興と併せ若者の定住促進が図られるよう安定した魅力ある就業の場を確保するため、新町において新たな施策を展開することとする。ただし、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>預託金貸付事業については、新町に引き継ぎ、助成要綱等は新町において制定する。</li> <li>中小企業振興助成事業及び商工業振興補助事業については、合併までに関係町村で廃止し、これらに替わる商工業振興のための助成・補助事業を新たに設置する。</li> <li>特定小売商業店舗の事業活動の調査に関する要綱については、関係法律に基づき、新町において新たに制定する。</li> <li>農村地域工業等導入促進法に基づく地域指定については、新町に引き継ぐ。</li> <li>工場設置奨励条例は、新町において新たに制定する。</li> </ol> <p>《観光関係事業の取扱い》 観光事業を地域産業として位置づけ、他の産業との相乗効果により、地域の経済の発展に寄与するように計画し、実施する。</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>小口融資制度については、中小企業者の経営安定を図るための制度であり、そのまま新市に引き継ぐものとする。なお、制度を見直す場合には、借入残高のある者が、制度改正により支障を来さないように、最大限に配慮する。</li> <li>下呂温泉をはじめ、各地区の恵まれた自然、歴史、文化資源を活用し、『滞在・参加・体験』の観光ニーズを南飛騨国際健康保養地の健康・美容・医療と有機的に結合させ、各地区の施設・資源をネットワーク化する観光立市の建設を目指す。 "魅力ある何度でも訪れてみたい街"になるような「物」「人」「味」を主体とした『心』の観光資源の充実を図り、下呂温泉の知名度を生かして、各地区の観光資源・観光情報を全国に発信し観光客の誘致に努める。</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>中小企業経営支援制度については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</li> <li>ISO取得支援制度及び新製品開発奨励制度については、宇ノ気町の例による。</li> <li>企業立地、産業振興支援制度については、高松町の例による。ただし、合併までに認定を受けた企業については、従前のとおりとする。</li> <li>観光イベント事業については、新市において調整する。</li> <li>海浜公園管理については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、管理委託は合併時に調整する。</li> <li>観光物産展交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</li> </ol>	

議案第48号参考資料(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調査

協議項目	24-18	上水道等の取扱い				関係項目		
調整方針	1 水道事業計画、給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、水道料金及び水道加入金については、現行のとおりとし、5年を目途に調整する。 2 給水装置工事手数料等については、渋川市の例による。							
		現				況		調整理由・課題
1 上水道事業								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)概要【H14年度】	行政区域内人口 47,784人 給水人口 47,656人 給水件数 16,928件 普及率 99.7% 施設能力 37,242 <sup>トン</sup> 年間給水量 7,906,882 <sup>トン</sup> 1日最大" 27,663 <sup>トン</sup> 1日平均" 23,634 <sup>トン</sup> 有収率 91.7% 供給単価 107.68円 給水原価 106.81円 職員数 18名(15年度)	行政区域内人口 3,928人 給水人口 3,896人 給水件数 1,814件 普及率 100% 施設能力 10,000 <sup>トン</sup> 年間給水量 2,773,099 <sup>トン</sup> 1日最大給水量 8,865 <sup>トン</sup> 1日平均給水量 7,430 <sup>トン</sup> 有収率 79.8% 供給単価 127.27円 給水原価 184.01円 職員数 6名(15年度)	行政区域内人口 2,192人 給水人口 2,186人 給水件数 768件 普及率 99.7% 施設能力 1,270 <sup>トン</sup> 年間給水量 565,729 <sup>トン</sup> 1日最大" 1,735 <sup>トン</sup> 1日平均" 1,550 <sup>トン</sup> 有収率 61.7% 供給単価 83.2円 給水原価 100.1円 職員数 3名(15年度)	行政区域内人口 12,333人 給水人口 12,301人 給水件数 4,087件 普及率 99.7% 施設能力 8,900 <sup>トン</sup> 年間給水量 1,651,344 <sup>トン</sup> 1日最大" 5,728 <sup>トン</sup> 1日平均" 4,512 <sup>トン</sup> 有収率 77.4% 供給単価 172.5円 給水原価 165.7円 職員数 3名(15年度)	行政区域内人口 12,426人 給水人口 12,180人 給水件数 3,443件 普及率 98% 施設能力 3,902 <sup>トン</sup> 年間給水量 1,585,400 <sup>トン</sup> 1日最大" 5,604 <sup>トン</sup> 1日平均" 4,343 <sup>トン</sup> 有収率 95.0% 供給単価 79.1円 給水原価 52.4円 職員数 4名(15年度)	行政区域内人口 10,296人 給水人口 10,308人 給水件数 3,128件 普及率 99.9% 施設能力 5,600 <sup>トン</sup> 年間給水量 1,657,507 <sup>トン</sup> 1日最大" 5,472 <sup>トン</sup> 1日平均" 4,541 <sup>トン</sup> 有収率 81.0% 供給単価 124.94円 給水原価 140.98円 職員数 3名(15年度)		
(2)水道事業計画等	渋川市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例 渋川市上水道第5次拡張事業計画(H3~) ・給水区域 渋川市域 ・給水人口 49,000人 ・1日最大給水量 36,850 <sup>トン</sup> ・1人1日最大給水量 752 <sup>リットル</sup> ・1日平均給水量 27,200 <sup>トン</sup> ・1人1日平均給水量 555 <sup>リットル</sup> ・水源の種別 地下水(井戸13本) " (湧水3本) " (湧水4箇所) 表流水(利根川表流水) 渋川市北部簡易水道事業 ・給水区域 祖母島の一部 ・給水人口 730人 ・1日最大給水量 392 <sup>トン</sup> ・1人1日最大給水量 537 <sup>リットル</sup> ・1日平均給水量 279 <sup>トン</sup> ・1人1日平均給水量 382 <sup>リットル</sup> ・水源の種別 地下水(深井戸1本)	伊香保町水道事業の設置等に関する条例 伊香保町上水道第5次拡張事業計画(H3~) ・給水区域 伊香保町大字伊香保(字大野の一部を除く)、大字湯中子の一部 ・特別給水区域 渋川市金井2854番地 西群馬病院 渋川市川島 2470番地 伊香保国際カンツリークラブ 渋川市金井2844番地3及び4の一部 日本土地山林(株)(グリーン牧場) ・給水人口 5,250人 ・1日最大給水量 13,400 <sup>トン</sup> ・1人1日最大給水量 2,552 <sup>リットル</sup> ・1日平均給水量 9,850 <sup>トン</sup> ・1人1日平均給水量 1,876 <sup>リットル</sup> ・水源の種別 表流水(沼尾川水源) 湧水(西沢第一水源・湯元水源) 伏流水(西沢第二水源)	小野上村水道設置条例 小野上村簡易水道事業 ・給水区域 小野上村一円 ・給水人口 2,700人 ・1日最大給水量 1,270 <sup>トン</sup> ・1人1日最大給水量 470 <sup>リットル</sup> ・1日平均給水量 890 <sup>トン</sup> ・1人1日平均給水量 330 <sup>リットル</sup> ・水源の種別 地下水(深井戸3本) 表流水(1箇所)	子持村水道事業の設置等に関する条例 子持村水道事業第3次拡張事業計画(H5~) ・給水区域 子持村全域 ・給水人口 14,000人 ・1日最大給水量 8,900 <sup>トン</sup> ・1人1日最大給水量 636 <sup>リットル</sup> ・1日平均給水量 4,512 <sup>トン</sup> ・1人1日平均給水量 366 <sup>リットル</sup> ・水源の種別 地下水(深井戸6本) 表流水(1箇所)	赤城村簡易水道事業給水条例 第1簡易水道 ・給水区域 大字津久田、大字敷島、大字宮田 ・給水人口 4,000人 ・1日平均給水量 1,200 <sup>トン</sup> 樽簡易水道 ・給水区域 大字樽 ・給水人口 330人 ・1日平均給水量 148 <sup>トン</sup> 第2簡易水道 ・給水区域 大字持柏木、大字溝呂木、大字北上野、大字勝保沢、大字栄、大字見立の一部、大字滝沢の一部、大字津久田の一部、大字敷島の一部 ・給水人口 4,000人 ・1日平均給水量 665 <sup>トン</sup> 第3簡易水道 ・給水区域 大字長井小川田、大字深山、大字棚下の一部、大字津久田の一部、大字北上野の一部 ・給水人口 2,280人 ・1日平均給水量 1,230 <sup>トン</sup> 棚下簡易水道 ・給水区域 大字棚下 ・給水人口 600人 ・1日平均給水量 90 <sup>トン</sup> 第4簡易水道 ・給水区域 大字三原田、大字上三原田、大字見立、大字滝沢、大字樽の一部 ・給水人口 3,500人 ・1日平均給水量 871 <sup>トン</sup>	北橋村水道事業設置等に関する条例 北橋村上水道事業第3次拡張(変更)認可申請(H11~H25) ・給水区域 北橋村全域、特別給水区域 渋川市半田の一部 前橋市、渋川市、吉岡町に属する板東工業団 前橋市田口町1120地番 広桃発電所 ・給水人口 13,000人 ・1日最大給水量 8,580 <sup>トン</sup> ・1人1日最大給水量 660 <sup>リットル</sup> ・水源の種別 地下水(井戸7本) 表流水(県央第二水道) ・県央水道受水地点 県央第二、赤城山配水池 ・目標貯留時間 24時間		
							1【調整理由】 ・各市町村間の料金格差が大きく、また、上水道及び簡易水道と事業形態が異なるなど、事業統合や料金の均一化が合併時には困難なため。 【課題】 ・新市において、新たに水道事業の将来構想及び事業運営の指針となる基本計画を策定し、事業計画、会計方式及び料金等の統一を図る必要がある。 ・合併により水道法第7条第2項に規定する認可申請書の記載事項変更届が必要。	
							2【調整理由】 ・給水装置工事手数料等については、6市町村それぞれ差異があるため、業務内容及び手数料を渋川市の例に統一する。	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-18 上水道等の取扱い		関係項目				調整理由・課題
現				況				
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
		伊香保町簡易水道事業 ・給水区域 水沢の一部 ・給水人口 150人 ・1日最大給水量 200トﾝ ・1人1日最大給水量 1,333ℓ ・水源の種別 湧水(1箇所)			・水源の種別(6区域合計) 地下水(深井戸7本) 湧水(7箇所) 表流水(1箇所)			
2 水道料金・検針・収納について								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)水道料金 (税込み) 【H16.4.1現在】	一般用(1ヶ月につき) ・基本料金 8トﾝまで 770円 ・超過料金 9~20トﾝ 89.25円 21~50トﾝ 106.05円 51~200トﾝ 132.30円 201トﾝ以上 148.05円  ・一般家庭で1ヶ月30トﾝ 使用した場合の使用料 2,900円/月	一般用(1ヶ月につき) ・基本料金 10トﾝまで 840円 ・超過料金 11~30トﾝ 84円 31~50トﾝ 100円 51~100トﾝ 122円 101~500トﾝ 144円 501~2000トﾝ 158円 2001トﾝ以上 172円 ・特別給水小区域 1トﾝにつき 172円 水沢簡易水道 ・基本料金 10トﾝまで 750円 ・超過料金 11~30トﾝ 75円 31~50トﾝ 83円 51~100トﾝ 92円 101~500トﾝ 104円 501~ 110円 ・一般家庭で1ヶ月30トﾝ 使用した場合の使用料 2,520円/月(上水道) 2,250円/月(簡易水道)	一般用(2ヶ月につき) ・基本料金 20トﾝまで 1,600円 ・超過料金 21~60トﾝ 50円 61~500トﾝ 80円 501トﾝ以上 100円  ・一般家庭で1ヶ月30トﾝ 使用した場合の使用料 1,850円/月 (メーター使用料を含む)	一般用(1ヶ月、口径別) ・基本料金 13mm:10トﾝ 1,190円 20mm:10トﾝ 2,830円 25mm:10トﾝ 4,340円 30mm:10トﾝ 8,120円 40mm:10トﾝ 13,410円 50mm:10トﾝ 26,770円 75mm:10トﾝ 40,130円 ・超過料金(13mm) 11~20トﾝ 147円 21~30トﾝ 168円 31~50トﾝ 189円 51トﾝ~ 210円 ・超過料金(20mm以上) 11~50トﾝ 189円 51~100トﾝ 210円 101トﾝ~ 231円 ・一般家庭で1ヶ月30トﾝ 使用した場合の使用料 4,340円/月	一般用(1ヶ月につき) ・基本料金 10トﾝまで 650円 ・超過料金 11トﾝ以上 84円  ・一般家庭で1ヶ月30トﾝ 使用した場合の使用料 2,390円/月 (メーター使用料を含む)	一般用(2ヶ月につき) ・基本料金 20トﾝまで 2,730円 ・超過料金 21~60トﾝ 141.75円 61~200トﾝ 162.75円 201トﾝ以上 173.25円  ・一般家庭で1ヶ月30トﾝ 使用した場合の使用料 4,200円/月		
	浴場用 ・基本料金 200トﾝまで 8,400円 ・超過料金 1トﾝにつき 68.25円	なし	なし	なし	大口用 ・基本料金 100トﾝまで 5,670円 ・超過料金 1トﾝにつき 73.50円	なし		
	臨時用 ・基本料金 20トﾝまで 3,400円 ・超過料金 1トﾝにつき 220.50円	なし	臨時用 ・基本料金 20トﾝまで 4,000円 ・超過料金 1トﾝにつき 100円  ・超過料金(20mm以上) 11トﾝ以上 525円	臨時用 ・基本料金 13mm:10トﾝ 4,700円 20mm:10トﾝ 8,670円 25mm:10トﾝ 16,020円 30mm:10トﾝ 27,090円 40mm:10トﾝ 48,420円 50mm:10トﾝ 93,860円 75mm:10トﾝ 223,880円 ・超過料金(13mm) 11トﾝ以上 525円 ・超過料金(20mm以上)	特別用 ・基本料金 20トﾝまで 1,800円 ・超過料金 1トﾝにつき 94.50円 共用(税込み) ・基本料金(1世帯につき) 10トﾝまで 650円 ・超過料金 1トﾝにつき 84円	臨時用 ・基本料金 1トﾝにつき 210円 供用給水装置(税込み) ・基本料金 1,050円 ・超過料金 1トﾝにつき 105円		

議案第48号参考資料(その3)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-18 上水道等の取扱い		関係項目				調整理由・課題	
現				況					
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村			
	私設消火栓 ・消火演習1回 525円 (1回10分毎)	私設消火栓 ・消火演習1回 3,000円 (1回20分毎) 災害時使用 無料	私設消火栓立会手数料 ・消火演習1回 700円 (1回10分毎)	私設消火栓立会手数料 は村長の指定する職員の 立会を要する。 ・手数料、使用料は無し。	消防又は消防演習の場合 職員立会	消火栓 ・消火演習1回 1,570円 (1回10分毎) 火災使用時 無料			
	量水器 無料貸与	量水器 無料貸与	メ-タ-使用料 13mm以下 100円 20mm以下 200円 25mm以下 300円 30mm以下 400円 40mm以下 500円 50mm以下 1,000円	量水器 無料貸与	メ-タ-使用料 13mm以下 63円 25mm以下 126円 50mm以下 420円	量水器 無償貸与			
3 給水装置工事について									
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村			
(1)給水装置工事手数料等	給水装置工事手数料 ・メ-タ-設置の場合 25mm以下 10,000円 30~50mm 20,000円 75mm以上 40,000円 ・メ-タ-設置しない場合(改造) 25以下 5,000円 30~50 10,000円 75以上 20,000円 ・単独撤去工事及び上記工事に該当しない工事 2,000円 私設消火栓立会手数料 1回につき 500円 (1回10分毎) 証明手数料 1回につき 350円 主任技術者証 (継続、再交付を含む。) 1回につき 1,000円 既納の手数料の還付なし	設計審査手数料 1回につき 1,000円 開閉栓手数料 1回につき 1,000円 (開閉栓工事は工務浄水係対応) メ-タ-交換業務 町内指定工事店委託 1,200円×1.05×250件 水道使用証明手数料 1回につき 300円	設計審査手数料 1回につき 500円 工事検査手数料 1回につき 500円 ・消防演習立会 1回につき 500円 ・証明手数料 1回につき 400円 ・主任技術者証 交付しない	工事の検査手数料 ・13~20mm 新設 6,000円 増設・改造 5,000円 その他 2,500円 ・25~30mm 新設 9,000円 増設・改造 7,500円 その他 3,700円 ・40~50mm 新設 12,000円 増設・改造 10,000円 その他 5,000円 ・75mm 新設 20,000円 増設・改造 15,000円 その他 7,500円 各種証明手数料 1回につき 300円	設計審査手数料 1回につき 1,000円 工事検査手数料 1回につき 1,000円 消防演習立会 1回につき 200円 指定給水装置工事事業者 指定申請手数料 1回につき 10,000円	設計審査手数料、工事検査手数料 ・13・20mm 新設・全面改良 5,000円 その他工事 3,000円 ・25・30mm 新設・全面改良 10,000円 その他工事 5,000円 ・40・50mm 新設・全面改良 15,000円 その他工事 8,000円 ・75mm~ 新設・全面改良 30,000円 その他工事 15,000円 ・給水管分岐工事 5,000円			
(2)加入金(税込み)	加入金 13mm 52,500円 20mm 110,250円 25mm 181,650円 30mm 283,500円 40mm 559,650円 50mm 945,000円 75mm 2,521,050円 100mm以上 管理者が定める。	加入金 13mm 80,000円 新規加入 130,000円 20mm 166,000円 新規加入 253,000円 25mm 281,000円 新規加入 414,000円 40mm 1,150,000円 新規加入1,840,000円 50mm 1,840,000円 新規加入2,875,000円 75mm以上 町長が別に定める。	加入金 13mm 70,000円 20mm 120,000円 25mm 200,000円 30mm 400,000円 40mm 600,000円 50mm 1,000,000円	加入金 13mm 126,000円 20mm 210,000円 25mm 420,000円 30mm 682,500円 40mm 1,260,000円 50mm 2,415,000円 75mm 6,615,000円	加入金 13mm 64,050円 20mm 87,150円 25mm 100,800円 30mm 144,900円 40mm 220,500円 50mm 288,750円 75mm以上 別途協議	加入金 13mm 84,000円 20mm 126,000円 25mm 178,500円 30mm 262,500円 40mm 504,000円 50mm 840,000円 75mm以上 別途協議			

協議項目	24-18	上水道等の取扱い				関係項目						調整理由・課題
現						況						
【参考】												
(1) 現行水道料金一覧(一般家庭1ヶ月30立方メートル使用の場合)												
(税込み)												
市町村名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村						
使用料(円)	2,900	2,520 2,250	1,850	4,340	2,390	4,200						
順位	4	2	1	6	3	5						
料金改正	H12.5.1	H10.4.1	H6.4.1	H5.4.1	H8.4.1	H15.4.1						
(注1) 伊香保町下段は、水沢地域の簡易水道 (注2) 小野上村は、メーター使用料50円を含む (注3) 赤城村は、メーター使用料63円を含む												
(2) 県内11市の水道料金の状況(一般家庭1ヶ月30立方メートル使用の場合)												
(税込み、10円未満切り捨て)												
市町村名	前橋市	高崎市	太田市	桐生市	伊勢崎市	館林市	藤岡市	富岡市	安中市	沼田市	渋川市	
使用料(円)	3,400	3,770	3,880	3,800	3,510	4,250	4,750	4,790	3,570	3,660	2,900	
順位	2	6	8	7	3	9	10	11	4	5	1	
(3) 6市町村の経営状況												
(単位:千円)												
	年度	渋川市	伊香保町	子持村	北橋村	小計	小野上村	赤城村	小計	合計		
営業収益	13	809,065	288,388	213,932	169,967	1,481,352	28,038	107,430	135,468	1,616,820		
	14	857,667	281,415	214,654	169,542	1,523,278	28,908	107,795	136,703	1,659,981		
	15	852,247	277,445	224,000	190,485	1,544,177	27,012	110,791	137,803	1,681,980		
加入金	13	23,965	1,339	5,160	4,170	34,634	650	1,862	2,512	37,146		
	14	23,839	819	5,880	3,680	34,218	960	2,071	3,031	37,249		
	15	15,688	82	5,700	3,250	24,720	350	0	350	25,070		
営業外収入	13	74,471	57	39,407	24,525	138,460	13,940	4,375	18,315	156,775		
	14	62,419	852	18,404	34,242	115,917	7,295	4,511	11,806	127,723		
	15	63,486	3,988	6,915	17,710	92,099	10,638	12,408	23,046	115,145		
収益的収入	13	907,501	289,784	258,499	198,662	1,654,446	42,628	113,667	156,295	1,810,741		
	14	943,925	283,086	238,938	207,464	1,673,413	37,163	114,377	151,540	1,824,953		
	15	931,421	281,515	236,615	211,445	1,660,996	38,000	123,199	161,199	1,822,195		
収益的支出	13	889,977	413,137	260,197	196,638	1,759,949	33,542	49,457	82,999	1,842,948		
	14	902,486	406,381	220,375	208,600	1,737,842	31,830	67,028	98,858	1,836,700		
	15	928,884	380,086	224,658	203,633	1,737,261	36,171	69,386	105,557	1,842,818		
純利益損失	13	17,524	123,353	1,698	2,024	105,503	9,086	64,210	73,296	32,207		
	14	41,439	123,295	18,563	1,136	64,429	5,333	47,349	52,682	11,747		
	15	2,537	98,571	11,957	7,812	76,265	1,829	53,813	55,642	20,623		

協議項目	24-18 上水道等の取扱い	関係項目	
現		況	
		調整理由・課題	
<p><b>【関係法令】</b></p> <p>地方公営企業法（抜粋）</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第1条 この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準、企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例並びに企業の財政の再建に関する措置を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。</p> <p>（この法律の適用を受ける企業の範囲）</p> <p>第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。</p> <p>(1) 水道事業（簡易水道事業を除く。）</p> <p>(2) 工業用水道事業</p> <p>(3) 軌道事業</p> <p>(4) 自動車運送事業</p> <p>(5) 鉄道事業</p> <p>(6) 電気事業</p> <p>(7) ガス事業</p> <p>2～3項省略</p> <p>（料金）</p> <p>第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。</p> <p>2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない。かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。</p>		<p>水道法（抜粋）</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。</p> <p>2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。</p> <p>3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5,000人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。</p> <p>4～12項省略</p> <p>（認可の申請）</p> <p>第7条 水道事業経営の認可の申請をするには、申請書に事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>1 申請者の住所及び氏名（法人または組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</p> <p>2 水道事務所の所在地</p> <p>3 水道事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>4～5項省略</p> <p>（供給規程）</p> <p>第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。</p> <p>2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>1. 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。</p> <p>2. 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。</p> <p>3. 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。</p> <p>4. 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>5号省略</p> <p>3項～7項省略</p>	

協議項目	24-18	上水道等の取扱い	関係項目		調整理由・課題	
現 況						
6 先進地事例						
さぬき市		東かがわ市		山 県 市		
<p>1 水道事業会計は合併時に統一を図る。</p> <p>2 料金については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は、統一する。</p> <p>3 給水区域については、現行のとおりとする。</p> <p>4 負担金については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。</p> <p>5 手数料については、竣工検査新設工事20mm以下1,500円、25mm以上3,000円、給水装置工事事業者指定10,000円、給水装置工事事業者指定変更1,000円、開始手数料20mm以下1,500円、25mm以上3,000円とする。</p> <p>6 上水道施設整備協力金については、メーター口径13mm80,000円、20mm240,000円、25mm320,000円、30mm533,000円、40mm800,000円、50mm1,333,000円とする。賃貸住宅開発協力金については、普通世帯を対象としたもの56,000円、単身入居を対象としたもの48,000円とする。</p> <p>7 水道運営委員会については、新市において設置する。</p> <p>8 簡易水道事業会計については、合併時に統一を図る。</p> <p>9 簡易水道の水道料金及び手数料については、上水道に準じた料金とする。</p> <p>10 簡易水道の給水区域及び負担金については、現行のとおりとする。</p>		<p>1 水道給水区域については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>2 水道使用料、新規加入金等及びメーター使用料については、合併時に統一し、検針、徴収については、毎月実施するものとする。</p> <p>3 施設等申込検査手数料は、合併時に統一し、指定給水装置工事事業者登録手数料については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>		<p>1 上水道関係事業(水道料金) 水道料金については、高富町の例による。ただし、中洞簡易水道雑用水使用料金については現行のとおりとする。 水道臨時使用料金については、高富町の例による。 使用水量の検針は隔月とし、水道料金の徴収は毎月とする。</p> <p>2 上水道関係事業(加入分担金) 水道加入分担金については、高富町の例による。ただし、中洞簡易水道雑用水については、102,000円とする。 新市において、上水道又は簡易水道の利用者が他で新たに上水道又は簡易水道の供給を受ける場合は、加入分担金を徴収しないものとする。(既設管を閉栓し、同口径以下で供給を受ける場合に限る。) 臨時加入分担金は、廃止する。ただし、臨時使用の場合には、加入分担金相当額及び管理者が定める水道料金を予納するものとする。</p>		
瑞穂市		飛 騨 市		か ほ く 市		
<p>1 上水道使用料及び加入負担金については、表第3(表省略)のとおりとする。上水道使用料は、巣南町及び巣南町・神戸町水道組合の口径別基本水量付料金を穂積町と同一の基本水量付増増料金とし、メーター使用料を新たに設定する。</p> <p>2 上水道の材料検査手数料、工事検査手数料、水道料金納付証明手数料及び督促手数料については、表第4(表省略)のとおり合併時に統一する。</p>		<p>1 新市の水道整備計画を策定し、事業の進捗をはかる。</p> <p>2 水道料金、水道加入金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、5年をめどに調整する。</p>		<p>1 水道事業については、次のとおり調整する。 水道事業計画については、合併時に策定する。 水道事業手数料については、高松町の例による。ただし、開栓手数料については、宇ノ気町の例による。 水道加入分担金については、高松町の例による。ただし、量水器口径30mmについては合併時までに調整する。 水道料金については、合併時に統一料金とする。ただし、量水器使用料は徴収しない。</p>		

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-19	公共下水道等の取扱い	関係項目			
調整方針	1 下水道計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、受益者負担金及び分担金については、現行のとおりとする。 2 下水道使用料については、渋川市の例による。ただし、伊香保町については、5年間で段階的に調整する。 なお、用途区分に「温泉汚水(1m <sup>3</sup> につき 14円)」を加える。 3 個別排水処理施設の使用料については、合併時に公共下水道使用料に統一する。ただし、基本料金は8m <sup>3</sup> まで300円とする。 なお、分担金は新市において調整する。			4 コミュニティ・プラントについては、処理施設は現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料は公共下水道使用料に統一する。 5 水洗便所改造資金貸付制度等は渋川市の例により統一し、合併浄化槽設置整備事業補助制度については、渋川市、伊香保町、赤城村及び北橋村の例による。		
現		況			調整理由・課題	
1 下水道計画						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
(1) 基本計画、認可計画	利根川上流域関連渋川市公共下水道事業 ・全体計画(H22年度目標) 面積 1,242ha 人口 46,000人 汚水量 28,610m <sup>3</sup> /日最大 ・認可計画(H15年度目標) 面積 476ha 人口 21,440人 汚水量 13,290m <sup>3</sup> /日最大 ・整備状況(公共下水) 【H15.4.1現在】 認可面積 476.0ha 整備面積 408.5ha 供用面積 407.5ha 整備率 85.8%  普及率【H15.4.1現在】 ・公共下水 17,996人 37.7% ・農集排 455人 1.0% ・コミプラ 2,610人 5.5% ・合計 21,061人 44.1%  行政区域内人口47,784人	町単独公共下水道事業 ・全体計画(H22年度目標) 面積 163.5ha 人口 20,000人 汚水量 23,400m <sup>3</sup> /日 ・認可計画(H13年3月31日認可終了) 面積 152.5ha 人口 18,800人 汚水量 23,400m <sup>3</sup> /日 ・整備状況(公共下水) 【H15.4.1現在】 面積 152.5 ha 人口 17,667人 汚水量 8,576m <sup>3</sup> /日  伊香保町単独特定環境保全公共下水道 ・全体計画(事業終了) 面積 10.0 h 人口 2,150人 汚水量 330m <sup>3</sup> /日 ・整備状況(公共下水) 【H15.4.1現在】 面積 10.0 h 人口 2,092人 汚水量 330m <sup>3</sup> /日  普及率【H15.4.1現在】 ・公共下水 3,573人 95.7% ・特環 82人 100.0% ・合計 3,655人 95.8%  行政区域内人口 3,814人	小野上村特定環境保全公共下水道事業 ・全体計画・施設計画(H20年度目標) 面積 95ha 人口 6,570人 汚水量 1,500m <sup>3</sup> /日最大 ・認可計画(H20年度目標) 面積 95ha 人口 6,570人 汚水量 1,500m <sup>3</sup> /日最大 ・整備状況(公共下水) 【H15.3.31現在】 認可面積 95 ha 整備面積 56 ha 供用面積 41 ha 整備率 43.2%  普及率【H15.4.1現在】 ・公共下水 1,252人 57.5% ・個別排水 67人 3.1% ・合計 1,319人 60.5%  行政区域内人口 2,179人	子持村特定環境保全公共下水道事業 ・全体計画(H27年度目標) 面積 47ha 人口 1,900人 汚水量 960m <sup>3</sup> /日最大 ・認可計画(H19年度目標) 面積 47ha 人口 1,900人 汚水量 960m <sup>3</sup> /日最大 ・整備状況(公共下水) 【H15.4.1現在】 認可面積 47ha 整備面積 0ha 供用面積 0ha 整備率 0% 【H.18年度供用開始予定】  普及率【H15.4.1現在】 ・公共下水 - - ・農集排 5,705人 46.3% ・合計 5,705人 46.3%  行政区域内人口 12,333人	該当なし  普及率【H15.4.1現在】 ・農集排 3,585人 28.5% ・コミプラ 733人 5.8% ・個別排水 196人 1.6% ・合計 4,514人 35.9%  行政区域内人口 12,575人	利根川上流域関連北橋村公共下水道事業 ・全体計画(H22年度目標) 面積 160 ha 人口 6,400人 汚水量 2,780m <sup>3</sup> /日最大 ・認可計画(H15年度目標) 面積 154h 人口 5,680人 汚水量 3,200m <sup>3</sup> /日最大 ・整備状況(公共下水) 【H15.3.31現在】 認可面積 154ha 整備面積 151.8ha 供用面積 151ha 整備率 98.6%  普及率【H15.4.1現在】 ・公共下水 3,560人 34.6% ・農集排 6,408人 62.3% ・合計 9,968人 97.0%  行政区域内人口10,278人
1【調整理由】 ・下水道計画については、良好な住環境の維持と自然環境の保全の面から現行のとおり新市に引継ぐものとし、受益者負担金等については、受益者との既契約事項であることから現行のとおりとする 2【調整理由】 ・下水道使用料は、一般家庭の平均的な使用量では渋川市、北橋村の格差は少ないものの伊香保町との格差が大きいが、合併後の健全な行財政運営と他の下水道施設(農業集落排水事業、個別廃水処理施設、コミュニティ・プラント)使用料との均衡を図るため、渋川市の例とする。 ただし、伊香保町については、住民への影響が大きいため合併後5年間で段階的に調整する。 【課題】 ・伊香保町の一般的家庭の使用量区分では、毎年15%~20%の改定が必要となる。 3【調整理由】 ・個別廃水処理施設使用料は、合併後の健全な行財政運営と他の下水道施設使用料との均衡を図るため、公共下水道使用料に統一する。 ただし、電気料等個人負担分の維持管理費相当額については、基本料金から控除する。 【課題】 ・本事業は、小野上村と赤城村で実施されているが、下水道事業で対応できない地域の良好な住環境の維持と公共用水域の水質保全の面から効果を上げているが、同様な目的を持つ合併処理浄化槽設置補助事業との比較検討が必要である。						

議案第49号参考資料(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-19 公共下水道等の取扱い			関係項目			
現				況			調整理由・課題
2 受益者負担金(分担金)							<p>4【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティ・プラントは、渋川市と赤城村に設置されているが、使用料については大きな格差はなく、他の下水道施設使用料との均衡を図るため、公共下水道使用料に統一をする。</li> </ul> <p>5【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水洗便所改造資金貸付制度等については、制度的に有利な渋川市の制度に統一し、合併浄化槽設置整備事業補助制度は、小野上村を除く5市町村で制度化されているので、下水道整備計画区域外の地域の良好な住環境の維持と公共用水域の水質保全の面から新市全域に適用する。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本制度と個別排水処理施設整備事業との比較検討の必要がある。</li> </ul>
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1) 負担金等の額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負担金(1㎡あたり)</li> <li>公共第1負担区 300円</li> <li>公共第2負担区 400円</li> <li>・ 分担金(1㎡あたり)</li> <li>特環第1負担区 380円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負担金(1㎡あたり)</li> <li>公共第1負担区 126円</li> <li>公共第2負担区 145円</li> <li>・ 分担金(1㎡あたり)</li> <li>特環第1負担区 175円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分担金</li> <li>水道メ-タ-の口径による</li> <li>20mm 150千円</li> <li>25mm 230千円</li> <li>30mm 340千円</li> <li>40mm 600千円</li> <li>50mm 940千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分担金(1戸当たり)</li> <li>295,293円</li> </ul>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負担金(1単位あたり)</li> <li>公共第1負担区180千円</li> <li>公共第2負担区180千円</li> <li>公共第3負担区180千円</li> <li>事業完了後については各負担区共に 270千円</li> </ul>	
3 下水道使用料							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1) 使用料算定方法	排出汚水量(使用水道量)に応じて徴収(1ヶ月につき)	排出汚水量(使用水道量)に応じて徴収(1ヶ月につき)	排出汚水量(使用水道量)に応じて徴収(2ヶ月につき)	該当なし	該当なし	排出汚水量(使用水道量)に応じて徴収(2ヶ月につき)	
(2) 使用料(税込み)【H16.4.1現在】	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;一般用&gt;</li> <li>・ 基本料金</li> <li>8㎡まで 660円</li> <li>・ 従量料金(1㎡につき)</li> <li>8㎡を超え40㎡まで 105円</li> <li>40㎡を超え100㎡まで 118円</li> <li>101㎡以上 131円</li> <li>&lt;浴場用&gt;</li> <li>1㎡につき 34円</li> <li>&lt;臨時用&gt;</li> <li>1㎡につき 203円</li> <li>・ 一般家庭で1ヶ月30㎡使用した場合の使用料 2,970円/月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;一般用&gt;</li> <li>・ 基本料金</li> <li>10㎡まで 500円</li> <li>・ 従量料金(1㎡につき)</li> <li>10㎡を超え30㎡まで 50円</li> <li>30㎡を超え50㎡まで 63円</li> <li>50㎡を超え100㎡まで 75円</li> <li>100㎡を超え500㎡まで 81円</li> <li>500㎡を超え2000㎡まで 88円</li> <li>2001㎡以上 100円</li> <li>&lt;温泉汚水&gt;</li> <li>1㎡につき 11.9円</li> <li>・ 一般家庭で1ヶ月30㎡使用した場合の使用料 1,500円/月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;一般用&gt;</li> <li>・ 基本料金</li> <li>20㎡まで2,000円</li> <li>・ 従量料金</li> <li>1㎡につき100円</li> <li>・ 一般家庭で1ヶ月30㎡使用した場合の使用料 3,000円/月</li> </ul>	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;一般用&gt;</li> <li>・ 基本料金</li> <li>2,100円</li> <li>・ 従量料金</li> <li>0㎡を超え60㎡まで 63円</li> <li>60㎡を超え200㎡まで 78円</li> <li>201㎡以上 94円</li> <li>・ 一般家庭で1ヶ月30㎡使用した場合の使用料 2,940円/月</li> </ul>	
4 個別排水処理事業							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1) 処理施設	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別排水処理施設</li> <li>計画戸数208戸</li> <li>整備費249,600,000円</li> <li>計画整備戸数208戸</li> <li>平成12年度6基</li> <li>平成13年度6基</li> <li>平成14年度6基</li> <li>平成15年度4基</li> <li>平成15年度以降186基</li> </ul>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村設置・村管理型合併処理浄化槽</li> <li>全体で55基設置</li> <li>処理規模 5人槽19基</li> <li>処理規模 7人槽30基</li> <li>処理規模 8人槽 3基</li> <li>処理規模10人槽 3基</li> <li>計画達成年度</li> <li>平成13年度</li> </ul>	該当なし	

議案第49号参考資料(その3)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-19 公共下水道等の取扱い		関係項目				調整理由・課題
現			況				
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	
(2) 分担金	該当なし	該当なし	・専用住宅 処理人槽×20,000円 ・事業所等、その他の建築物 処理人槽×50,000円	該当なし	・利用者負担 設置事業費の5% ・村負担 設置事業費の95%	該当なし	
(3) 使用料 (税込み) 【H16.4.1現在】	該当なし	該当なし	(2ヶ月につき) ・基本料金 20m <sup>3</sup> まで 1,200円 ・従量料金 1 m <sup>3</sup> につき 100円  ・一般家庭で1ヶ月30m <sup>3</sup> 使用した場合の使用料 2,600円/月	該当なし	(2ヶ月につき) ・基本料金 2,100円 ・従量料金1 m <sup>3</sup> につき 1~60m <sup>3</sup> 63円 61~200m <sup>3</sup> 78円 201m <sup>3</sup> 以上 94円  ・一般家庭で1ヶ月30m <sup>3</sup> 使用した場合の使用料 2,940円/月	該当なし	
<b>5 コミュニティ・プラント</b>							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	
(1) 処理施設	渋川市汚水処理施設の設置及び管理に関する条例 ・金井軽浜地内汚水処理施設 処理規模：900人 ・市営住宅入沢団地汚水処理施設 処理規模：1,100人 ・金井住宅団地汚水処理施設 処理規模：1,900人 ・行幸田団地汚水処理施設 処理規模：900人	該当なし	該当なし	該当なし	赤城村下水道の管理及び使用に関する条例 ・三原田住宅団地内 処理規模：1,500人	該当なし	
(2) 分担金	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
(3) 使用料 (税込み) 【H16.4.1現在】	・基本料金(1ヶ月につき) 8m <sup>3</sup> まで 660円 ・従量料金(1 m <sup>3</sup> につき) 8m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで 105円 40m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで 118円 101m <sup>3</sup> 以上 131円 <工場用> 100m <sup>3</sup> まで 12,500円 101m <sup>3</sup> 以上 125円  ・一般家庭で1ヶ月30m <sup>3</sup> 使用した場合の使用料 2,970円/月	該当なし	該当なし	該当なし	・基本料金(1ヶ月につき) 10m <sup>3</sup> まで 1,000円 ・超過料金 1 m <sup>3</sup> 増す毎に 90円  ・一般家庭で1ヶ月30m <sup>3</sup> 使用した場合の使用料 2,800円/月	該当なし	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-19	公共下水道等の取扱い	関係項目						調整理由・課題
現			況						
【 参 考 】									
使用料比較表 ( 一般家庭 1 ヶ月 30 立方メートル使用の場合 )									
			渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	単位：円
下水道	現行		2,970	1,500	3,000	-	-	2,940	
	合併後		2,970	2,970	2,970	-	-	2,970	
	比較		0	(増)1,470	(減)30	-	-	(増)30	
個別排水処理施設	現行		-	-	2,600	-	2,940	-	
	合併後		-	-	2,610	-	2,610	-	
	比較		-	-	(増)10	-	(減)330	-	
コミュニティプラント	現行		2,970	-	-	-	2,800	-	
	合併後		2,970	-	-	-	2,970	-	
	比較		0	-	-	-	(増)170	-	
農業集落排水	現行		2,970	-	-	2,900	2,940	2,940	
	合併後		2,970	-	-	2,970	2,970	2,970	
	比較		0	-	-	(増)70	(増)30	(増)30	
伊香保町については、5年間で段階的に調整する。									
県内 11 市比較表 ( 一般家庭 1 ヶ月 30 立方メートル使用の場合 )									
			単位：円						
	下水道料金	順位	渋川市との差						
渋川市	2,970	4	0						
前橋市	3,210	7	240						
高崎市	3,010	5	40						
桐生市	2,380	1	590						
伊勢崎市	3,050	6	80						
太田市	2,670	2	300						
藤岡市	2,940	3	30						
館林市	4,640	11	1,670						
沼田市	3,320	9	350						
富岡市	3,250	8	280						
安中市	3,570	10	600						
料金は、消費税を含み、10円未満の端数は切り捨てて整理									

協議項目		24-19	公共下水道等の取扱い		関係項目		調整理由・課題
現			況				
6 助成制度							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1) 水洗便所改造資金貸付制度等	渋川市水洗便所改造資金貸付条例 ・貸付限度額 1 工事当たり 480,000円以内	伊香保町水洗便所改造資金貸付条例 ・貸付限度額 1 工事当たり 300,000円以内	小野上村下水道排水設備改造資金融資幹旋条例 ・融資限度額 1 工事当たり 1,000,000円 ・利子補給 年利率 1.0% を控除した額以内 ( 2.0% 限度 )	該当なし	該当なし	該当なし	
(2) 合併浄化槽設置事業補助制度	渋川市合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱 ・補助金額 5 人槽限度額 279,000円 6 ~ 7 " 360,000円 8 ~ 50 " 477,000円	伊香保町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱 ・補助金額 5 人槽限度額 279,000円 6 ~ 7 " 360,000円 8 ~ 50 " 477,000円	該当なし	子持村浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱 ・補助金額 5 人槽限度額 300,000円 6 ~ 7 " 387,000円 8 ~ 50 " 513,000円	赤城村浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱 ・補助金額 5 人槽限度額 279,000円 6 ~ 7 " 360,000円 8 ~ 50 " 477,000円	北橋村浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱 ・補助金額 5 人槽限度額 279,000円 6 ~ 7 " 360,000円 8 ~ 50 " 477,000円	
<p><b>【関係法令】</b></p> <p><b>下水道法 ( 抜粋 )</b></p> <p>( この法律の目的 )                      第 1 条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>( 管理 )                      第 3 条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。                      2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2 以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。</p> <p>( 事業計画の認可 )                      第 4 条 前条の規定により公共下水道を管理する者 ( 以下「公共下水道管理者」という。 ) は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣 ( 政令で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第 6 条において同じ。 ) の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更 ( 政令で定める軽微な変更を除く。 ) をしようとするときも、同様とする。</p> <p>( 水洗便所への改造義務等 )                      第 11 条の 3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から 3 年以内に、その便所を水洗便所 ( 污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。 ) に改造しなければならない。                      2 建築基準法第 3 1 条第 1 項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 公共下水道管理者は、第 1 項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達に困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>4 第 1 項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。</p> <p>5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。</p> <p>6 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。</p> <p>( 使用料 )                      第 20 条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。                      2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。                      ( 1 ) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。                      ( 2 ) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。                      ( 3 ) 定率又は定額をもつて明確に定められていること。                      ( 4 ) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。</p> <p>3 公害防止事業費事業者負担法 ( 昭和 45 年法律第 133 号 ) の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。</p> <p><b>地方自治法 ( 抜粋 )</b></p> <p>( 分担金 )                      第 224 条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。</p>							

協議項目	24-19 公共下水道等の取扱い	関係項目		
現 況			調整理由・課題	
7 先進地事例				
さぬき市		東かがわ市		山 県 市
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道等の負担金等については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。</li> <li>公共下水道等の使用料については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は統一する。ただし、累進制については適正化を図るよう検討する。</li> <li>下水道排水設備工事については、新市において下水道排水設備指定工事店規則を定める。</li> <li>合併処理浄化槽設置事業費の負担区分については、合併時に廃止する。ただし、管理事業の受託基準については、当面、現行のとおりとし、負担の公平性の原則から、適正な受託料のあり方等について、新市において引き続き検討する。</li> <li>合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、新たな合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定める。</li> <li>水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給については、新たな水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給に関する規則を定める。</li> <li>下水道事業基金については、新市において設置する。</li> <li>下水道事業協力金については、新市において下水道の計画区域外からの下水道利用に係る取扱い要綱を定める。</li> <li>私道における下水道の取扱いについては、新市において私道における下水道敷設要綱を定める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道分担金については、白鳥町の例によるものとする。</li> <li>下水道使用料については、合併時に上水道家庭用使用料に統一する。</li> <li>合併処理浄化槽設置整備事業については、大内町の例により、新町において調整する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>農業集落排水施設使用料金については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、負担の公平性の観点から、新市において、従量制による料金体系の構築を図る。</li> <li>新規加入負担金については、高富町の例による。</li> </ul>
瑞 穂 市		飛 騨 市		か ほ く 市
<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道使用料については、合併時に基本料金10m<sup>3</sup>まで1,600円、超過料金1m<sup>3</sup>当り180円で統一する。ただし、合併後2年間は超過料金を15%軽減する。</li> <li>また、上水道以外の使用水量の認定については、穂積町の例による。ただし、農業集落排水事業については合併後2年間は現行どおりとする。</li> <li>融資あっせんについては、穂積町コミュニティ・プラント整備事業を基に合併時において統一する。ただし、利子補給制度については、排水設備改造助成金により手厚く助成することから、利子補給制度は行わない。</li> <li>私道内本管工事については、当面の間現行どおりとし、新市において基準を統一する。</li> <li>巢南町の下水道対策審議会を廃止し、新市において上水道・下水道を合わせた審議会を設置する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>新市の下水道整備計画を策定し、事業の進捗をはかる。</li> <li>下水道使用料、加入金、分担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、5年をめぐりに調整する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道事業計画については、新市において新たに策定する。ただし、新計画のできるまでの間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。</li> <li>公共下水道事業受益者負担金については、適正な負担額のあり方及び徴収方法を合併時に調整する。</li> <li>公共下水道事業の下水道使用料については、適正な料金体系及び徴収方法を合併時に調整する。</li> <li>水洗便所等改造資金の融資斡旋制度及び助成制度については、金額及び条件等を合併時に調整する。</li> <li>農業集落排水事業については、次のとおり調整する。</li> <li>農業集落排水事業計画については、新市において新たに策定する。ただし、新計画のできるまでの間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。</li> <li>農業集落排水事業の分担金、下水道使用料及び水洗便所等改造資金の融資斡旋制度並びに助成制度については、公共下水道事業との統一を図る。</li> </ul>

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-20	学校教育の取扱い	関係項目			
調整方針	1 小学校、中学校については、現行のとおりとする。 2 奨学金貸付制度については、渋川市の例により、給付制度については、新市において調整する。 3 通学バス運行については、現行のとおりとし、遠距離通学児童・生徒通学費補助については、渋川市の例による。(協議会にて修正あり) 4 学校給食に係る、調理施設及び配送先等については、当面の間、現行のとおりとし、給食費については、新市において調整する。			5 幼稚園については、次のとおりとする。 (1) 公立幼稚園の保育料については、渋川市の保育料を基本に合併後5年を目途に調整する。 (2) 送迎マイクロバスの運行については、現行のとおりとし、その利用料は、北橋村の例による。 (3) 減免制度については、新市において調整する。 (4) 私立幼稚園及び私学奨励については、現行のとおりとする。		
現 況						
1 小・中学校の概要						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
(1)小学校の概要 【H15.5.1現在】	小学校 ・学校数 6校 ・学級数普通 96クラス 特殊 9クラス ・児童数 2,820人 ・施設状況 一般校舎 32,757㎡ 屋体講堂 5,324㎡ プール 2,755.9㎡ 柔剣道場 なし 敷地面積 121,542㎡ ・給食実施状況 共同・完全給食 6校	小学校 ・学校数 1校 ・学級数普通 6クラス 特殊 1クラス ・児童数 190人 ・施設状況 一般校舎 3,243㎡ 屋体講堂 987.87㎡ プール 325㎡ 柔剣道場 なし 敷地面積 12,946㎡ ・給食実施状況 単独	小学校 ・学校数 1校 ・学級数普通 6クラス ・児童数 115人 ・施設状況 一般校舎 2,342㎡ 屋体講堂 825㎡ プール なし 柔剣道場 なし 敷地面積 10,430㎡ ・給食実施状況 共同・完全給食 1校	小学校 ・学校数 3校 ・学級数普通 30クラス 特殊 3クラス ・児童数 736人 ・施設状況 一般校舎 9,693㎡ 屋体講堂 2,449㎡ プール 1,075㎡ 柔剣道場 なし 敷地面積 16,424㎡ ・給食実施状況 共同・完全給食 3校	小学校 ・学校数 5校(分校含む) ・学級数普通 27クラス 特殊 3クラス ・児童数 667人 ・施設状況 一般校舎 12,178㎡ 屋体 3,651㎡ プール 2,050㎡ 柔剣道場 なし 敷地面積 57,852㎡ ・給食実施状況 共同・完全給食 5校	小学校 ・学校数 2校 ・学級数普通 19クラス 特殊 2クラス ・児童数 634人 ・施設状況 一般校舎 7,318㎡ 屋体講堂 2,038㎡ プール 25×11.5m 15×7m 25×7m 10×9m 657.5㎡ 柔剣道場 なし 敷地面積 34,884㎡ ・給食実施状況 単独・完全給食 2校
(2)中学校の概要 【H15.5.1現在】	中学校 ・学校数 4校 ・学級数普通 50クラス 特殊 8クラス ・生徒数 1,500人 ・施設状況 一般校舎 20,338㎡ 屋体講堂 5,199㎡ プール 1,500㎡ 柔剣道場 651㎡ 敷地面積 89,443㎡ ・給食実施状況 共同・完全給食 4校	中学校 ・学校数 1校 ・学級数普通 3クラス 特殊 1クラス ・生徒数 93人 ・施設状況 一般校舎 2,309㎡ 屋体講堂 1,026㎡ プール 325㎡ 柔剣道場 443㎡ 敷地面積 23,746㎡ ・給食実施状況 単独	中学校 ・学校数 1校 ・学級数普通 3クラス 特殊 1クラス ・生徒数 60人 ・施設状況 一般校舎 2,174㎡ 屋体講堂 766㎡ プール 59㎡ 柔剣道場 なし 敷地面積 9,015㎡ ・給食実施状況 共同・完全給食 1校	中学校 ・学校数 1校 ・学級数普通 12クラス 特殊 1クラス ・生徒数 388人 ・施設状況 一般校舎 4,574㎡ 屋体講堂 2,613㎡ プール 400㎡ 柔剣道場 なし 敷地面積 10,502㎡ ・給食実施状況 共同・完全給食 1校	中学校 ・学校数 2校 ・学級数普通 13クラス 特殊 2クラス ・生徒数 387人 ・施設状況 一般校舎 7,302㎡ 屋体 1,310㎡ プール 750㎡ 武道場 180㎡ 敷地面積 35,181㎡ ・給食実施状況 共同・完全給食 2校 南中体育館は社会体育施設 1,743㎡	中学校 ・学校数 1校 ・学級数普通 10クラス 特殊 1クラス ・生徒数 344人 ・施設状況 一般校舎 3,529㎡ 屋体講堂 1,127㎡ プール なし 柔剣道場 なし 敷地面積 16,499㎡ ・給食実施状況 単独・完全給食 1校
2【調整理由】 ・教育の機会均等を図るため、制度の充実している渋川市の例による。 ・給付制度は、伊香保町独自の制度であるため、新市において調整する。 3【調整理由】 ・通学バス運行については、各市町村で、設置に至る経緯があるため、現行のとおりとする。 ・遠距離通学児童生徒通学費補助については、交付税の算定基準が小学校4km、中学校6kmであること、補助額が充実していることから、渋川市の例による。 【課題】 ・通学バスについては、北橋村が実施していないため、地域格差が生じる。 ・赤城村については、補助対象者の範囲が狭まるので、住民の理解を得る必要がある。 4【調整理由】 ・調理施設及び配送先等については、センター職員の配置、供給する給食数等の調整が必要となるため、当面、現行のとおりとする。 ・給食費は、公平性の観点から、統一することが望ましいので、新市において6市町村の平均的な額で統一する。 【課題】 ・施設が老朽化している調理場もあることから、新市発足後速やかに、共同調理場を建設する必要がある。新共同調理場は、学校規模、配送距離を考慮し、新市に2～3箇所が望ましい。						

協議項目		24-20	学校教育の取扱い		関係項目			
現					況			調整理由・課題
2 奨学金制度								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	5【調整理由】 ・ 保育料については、各市町村で相違があるので、総務省の地方財政計画の単価(6,100円)に近い渋川市の保育料を基本に段階的に統一する。 ・ 送迎利用料については、北橋村の額が平均であるため。 ・ 保育料の減免制度は、減免対象者の公平性の観点から、統一することが望ましいので、新市において調整する。 ・ 私立の幼稚園については、渋川市のみ施設であるため、渋川市の例による。 【課題】 ・ 保育料及び送迎については、周知徹底を図り、住民の理解を得る必要がある。	
	渋川市奨学金貸与条例(貸与) 高等学校:月額10,000円 専門学校:月額15,000円 大学:月額25,000円 (返還) 卒業後1年据え置き後、貸与年数の2倍に相当する期間内に割賦又は年賦により返還 (平成14年度実績) 高校1名、大学1名	伊香保町奨学金貸与条例(貸与) 高等学校、専門学校、大学共に月額20,000円 (返還) 卒業後1年据置後、貸与年数の2倍に相当する期間内に割賦または年賦により返還 (平成14年度実績) 専門学校1名 伊香保町奨学基金の設置管理及び給付に関する条例(給付) 高等学校:月額5,000円 (平成14年度実績) 8名	なし	子持村奨学金貸与条例(貸与) 高等学校:月額10,000円 (返還) 卒業後1年据え置き後、貸与年数の2倍に相当する期間内に割賦又は年賦により返還 (平成14年度実績) 高校2名	なし	なし		
3 児童・生徒通学支援								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)通学バス運行事業	渋川市通学バスの設置及び管理に関する条例 ・路線数 3路線 ・実施状況 業者委託 2路線 直営 1路線 (市有マイクロバス2台、臨時運転手2人) ・利用対象者 小学児童 概ね4km以上 中学生徒 概ね6km以上 ・利用方法 定期券及び回数券 ・15年6月利用者数 小学生79人中学生28人	伊香保町スクールバスの設置及び管理に関する規程 ・路線数 1路線 ・実施状況 (町のタウンバスを利用) ・利用対象者 スクールバスを利用をできる者は、水沢地区から通学する児童生徒とする ・利用料 無料	小学校児童遠距離の送車運行管理規程 ・路線数 1路線 ・実施状況 直営 (村有軽自動車1台、運転手嘱託1名) ・利用対象者 走行距離は5km以上とし、該当者の申し出により運行を行う。 ・利用料 月額2,000円	子持村有スクールバス・巡回バス運行管理規程 ・路線数 4路線 ・実施状況 直営 (村有マイクロバス4台、臨時運転手8人) ・利用対象者 おおむね2キロ以上を原則とした利用対象地区に住んでいる小・中学生 ・利用料金 無料	赤城村スクールバス運行規則 ・路線数 1路線 ・実施状況 直営 (村有マイクロバス1台、運転手嘱託1名) ・利用対象者 棚下地区の小、中学生 ・利用料金 無料	なし		
(2)遠距離通学児童・生徒通学費補助	渋川市遠距離通学児童・生徒通学費補助金要綱 ・対象者 小学児童 概ね4km以上 中学生徒 概ね6km以上 ・補助額 第1子 年13,800円 第2子 年15,600円 第3子以降 年17,400円	なし	なし	なし	赤城村児童生徒遠距離通学者補助要綱 ・対象者 小学児童 3km以上 中学生徒 5km以上 ・補助額 小学児童 年8,000円 中学生徒 年17,000円	北橋村児童生徒等遠距離通学費補助金交付要綱 ・対象者 赤城山地区の小中学生 ・補助額 (バス運賃の3分の1) 小学児童 年11,300円 中学生徒 年21,200円		

協議項目		24-20 学校教育の取扱い		関係項目				調整理由・課題
現				況				
4 学校給食								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)調理施設	・渋川市学校給食共同調理場	・自校方式	・小野上村学校給食共同調理場	・子持村学校給食共同調理場	・赤城村学校給食共同調理場	・自校方式		
(2)配送先等	・小学校 6校 ・中学校 4校 計 10校	・小学校 1校 ・中学校 1校 計 2校	・幼稚園 1園 ・小学校 1校 ・中学校 1校 計 3施設	・小学校 3校 ・中学校 1校 計 4校	・小学校 5校 ・中学校 2校 計 7校	・小学校 2校 ・中学校 1校 計 3校		
(3)給食費	給食費 ・小学校児童 年額 41,600円 ・中学校生徒 年額 48,600円 ・小学校教職員 年額 41,600円 ・中学教職員・市職員 年額 48,600円	給食費 ・小学校児童 年額 42,000円 ・中学校生徒 月額 49,200円 ・小学教職員 月額 48,000円 ・中学教職員 月額 55,200円	給食費 ・幼稚園児 年額 42,000円 ・小学校児童 年額 42,000円 ・中学校生徒 年額 48,000円 ・幼稚園教員 年額 42,000円 ・小教職員 年額 42,000円 ・中教職員 年額 48,000円	給食費 ・小学校児童 年額 42,000円 ・中学校生徒 年額 48,000円 ・小中教員職員 年額 48,000円	給食費 ・小学校児童 年額 50,400円 ・中学校生徒 年額 55,200円 ・小学校教職員 年額 55,200円 ・中学校教職員 年額 55,200円	給食費 ・小学校児童 年額 42,000円 ・中学校生徒 年額 51,600円 ・小教職員 年額 42,000円 ・中教職員 年額 51,600円		

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-20	学校教育の取扱い		関係項目		調整理由・課題
現				況			
5 幼稚園							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)公立幼稚園	公立幼稚園 2園 ・対象 3～5歳児3年保育 ・保育料 月額5,900円 ・送迎 なし	廃園(平成14年度)	公立幼稚園 1園 ・対象 3～5歳児3年保育 ・保育料 月額2,000円 ・送迎 公立幼稚園マイカー送迎 ・送迎利用料 月額2,000円	公立幼稚園 2園 ・対象 3～5歳児3年保育 ・保育料 月額2,100円 ・送迎 公立幼稚園マイカー送迎(2台) ・送迎利用料 無料	公立幼稚園 4園 ・対象 3～5歳児3年保育 ・保育料 月額4,000円 ・送迎 公立幼稚園マイカー送迎 ・送迎利用料 無料	公立幼稚園 1園 ・対象 3～5歳児3年保育 ・保育料 月額4,000円 ・送迎 公立幼稚園マイカー送迎 ・送迎利用料 月額1,000円	
(2)公立幼稚園保育料減免制度	渋川市立幼稚園保育料減免規則(H15年度) (減免の対象) ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯 (減免額) ア)1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子):年額 20,000円 イ)同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第2子):年額 37,000円 ウ)同一世帯から3人以上就園している場合のア、イ以外の園児 (第3子以降):年額 53,000円	なし	小野上村立かに石幼稚園保育料徴収条例 (減免の対象) ・非常災害の事由によって住家を失った者 ・家庭貧困であって、特に保育料免除の必要のある者 ・前記以外の者で、やむを得ない理由によって保育料の納付が困難と認められる者 ・引き続き3ヶ月以上の休園を許可された者 (減免額) ・保育料の全部又は一部	子持村立幼稚園保育料徴収条例 (減免の対象) ・非常災害の事由によって住家を失った者 ・家庭が経済的理由によって、特に保育料免除の必要のある者 ・前記以外の者で、やむを得ない理由によって保育料の納付が困難と認められる者 ・引き続き3ヶ月以上の休園を許可された者 (減免額) ・保育料の全部又は一部	赤城村立幼稚園保育料減免規程 (減免の対象) ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度に納付すべき村民税の所得割が非課税となる世帯 (減免額) ・年額 48,000円	北橋村立幼稚園保育料等徴収条例 (減免の対象) ・非常災害の事由によって住家を失った者 ・家庭が経済的理由によって特に保育料及び使用料免除の必要ある者 ・前記以外の者でやむを得ない理由によって保育料及び使用料の納付が困難と認められる者 ・引き続き3ヶ月以上の休園を許可された者 (減免額) ・保育料及び使用料の全部又は一部	

議案第50号参考資料(その5)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-20 学校教育の取扱い			関係項目			調整理由・課題																					
現				況																									
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村																							
(3)私立幼稚園	私立幼稚園 4園 ・対象 3・4・5歳児	私立幼稚園 なし	私立幼稚園 なし	私立幼稚園 なし	私立幼稚園 なし	私立幼稚園 なし																							
	<b>【渋川市】</b> 渋川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 <b>【H15年度】</b>			<b>【伊香保町】</b>																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">年額補助限度額 (補助対象経費：入園料及び保育料の合計)</th> </tr> <tr> <th>1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者</th> <th>同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者</th> <th>同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯</td> <td>137,700円</td> <td>180,000円</td> <td>222,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯</td> <td>104,900円</td> <td>157,000円</td> <td>209,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市世帯の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税の合計額とする)が8,800円以下となる世帯</td> <td>80,400円</td> <td>141,000円</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市世帯の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税の合計額とする)が102,100円以下となる世帯</td> <td>56,500円</td> <td>124,000円</td> <td>190,000円</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	年額補助限度額 (補助対象経費：入園料及び保育料の合計)			1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯	137,700円	180,000円	222,000円	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	104,900円	157,000円	209,000円	当該年度に納付すべき市世帯の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税の合計額とする)が8,800円以下となる世帯	80,400円	141,000円	200,000円	当該年度に納付すべき市世帯の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税の合計額とする)が102,100円以下となる世帯	56,500円	124,000円	190,000円	<b>【小野上村】</b>		
区 分	年額補助限度額 (補助対象経費：入園料及び保育料の合計)																												
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児																										
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯	137,700円	180,000円	222,000円																										
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	104,900円	157,000円	209,000円																										
当該年度に納付すべき市世帯の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税の合計額とする)が8,800円以下となる世帯	80,400円	141,000円	200,000円																										
当該年度に納付すべき市世帯の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税の合計額とする)が102,100円以下となる世帯	56,500円	124,000円	190,000円																										
				<b>【子持村】</b>																									
				<b>【赤城村】</b>																									
				<b>【北橋村】</b>																									
(4)私学奨励 【H14年度決算】	私立幼稚園協会補助金 3,765,040円 私立幼稚園PTA協会補助金 190,000円	なし	なし	なし	なし	なし																							

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-20 学校教育の取扱い	関係項目	
現況		調整理由・課題	
6 先進地事例			
<p>西東京市</p> <p>《通学区域に関すること》 当面、現行のままとするが、市境の地域については、弾力的運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに小・中学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。</p> <p>《児童・生徒の就学援助等に関すること》 国、都制度のため、現行のまま継続するが、新市において、速やかに基本的な方針を定める。中学校牛乳給食については、過去の経緯等に配慮しつつ今後調整する。</p> <p>《児童・生徒の健康管理に関すること》 合併後も現行の内容を継続して実施する。</p> <p>《就学時健康診断に関すること》 合併後も現行の内容を継続して実施する。</p>	<p>あきるの市</p> <p>《学校教育事業》 (1) 2市町同一のため現行のとおりとする。 (2) 育英資金貸付事業については、五日市町の例により地域を拡大して実施する。 (3) 給食事業については、合併年度の翌年度から給食費等の統一化を図るよう調整する。</p>	<p>篠山市</p> <p>《町立学校(園)の通学区域の取扱い》 通学区域については、現行のとおりとする。</p> <p>《学校教育関係の取扱い》 学校教育関係補助、助成及び奨学金制度については、新町においても実施することとし、内容については、合併時に調整する。ただし、遠距離通学助成は現行のとおりとし、新町において調整する。</p>	
<p>かほく市</p> <p>《小・中学校の通学区域》 通学区域については、現行のとおりとする。ただし、指定学校の変更については、保護者の申請により弾力的運用に努めるものとする。</p> <p>《学校教育事業》 1 児童生徒の就学援助等については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、修学旅行費は七塚町の例による。 2 就学金制度については、新市においても実施することとし、内容については、貸付方式の採用も検討し、合併時に調整する。 3 スクールバスの運行については、概ね通学距離が2Km以上の地区の小学生を対象に現在運行している学校で実施する。 4 遠距離通学費補助については、廃止する。 5 学校給食については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、給食費については合併年度の翌年度から高松町及び宇ノ気町の例による。 6 幼稚園就園奨励費補助、私立幼稚園運営費補助及び私立幼稚園施設整備費補助については、合併時に調整する。</p>	<p>さぬき市</p> <p>《小中学校・幼稚園の通学区域の取扱い》 当面現行のとおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う。</p> <p>《学校教育の取扱い》 (1) 幼稚園 授業料及び入園料は、現行のとおりとする。保育時間は、新市において統一して実施する。給食は、現行のとおりとする。入園資格、定員及び学級数は、当面現行のとおりとする。ただし、新市において検討を行う。 授業料等減免及び私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の基準により設定する。 (2) 各種委員会等 心身障害児就学指導委員会及び遠距離通学者等対策委員会は、新市において新たに設置する。 (3) その他事業 奨学金制度については、水準の高い町の例により実施する。なお、奨学金の額は、次のとおりとする。 [高等学校生徒、高等専門学校学生] 15,000円/月、貸付期間 5年以内 [大学学生、専修学校生徒] 37,000円/月、貸付期間 4年以内</p> <p>《学校給食の取扱い》 (1) 当面現行のとおりとする。ただし、新市において施設、給食費等の検討を行う。 (2) 運営委員会 新市において、新たに設置する。</p>	<p>東かがわ市</p> <p>《学校教育関係の取扱い》 (1) 奨学金については、新町に移行後、白鳥町の例により育英資金貸付基金を設置する。貸付条件等については、現行制度をもとに、合併時に統一する。 (2) 給食費については、新町に移行後単価を統一する。給食センターについては、各町とも老朽化が著しいため施設の近代化、衛生面の向上及び合理化を図ることを目的として統合する。 (3) スクールバスの運行については、現状の区域内で新町に引き継ぐ。 (4) 就学時健康診断、通学児童生徒の健康管理については、現行のとおり新町に引き継ぎ、小児成人病検査については、白鳥町の例により新町において、実施する。 (5) 平日の保育は、午後2時30分までとする。幼稚園の3歳児保育については、白鳥町の例により調整し合併時に統一する。 (6) 預かり保育については、保育に欠ける幼稚園児については、当分の間幼稚園において長期休業中も含め、午後6時まで実施し、預かり保育をしない日については、新市において調整する。預かり保育に係る保育料は、月額5,000円程度とし、新市において調整する。 (7) 小学校低学年の放課後児童対策については、既存の公立児童館及び各小学校の空教室において対応できるよう、新市において調整する。保育時間は、引田町の例による。まつばら児童館においては、学童保育を実施する。</p> <p>《使用料、手数料の取扱い》 (1) 幼稚園の入園料については、合併時に廃止する。 (2) 授業料については、合併時に白鳥町、大内町の例により統一する。 (3) 保育料は、合併時に引田町の例により統一する。</p>	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-21	社会教育の取扱い	関係項目			
調整方針	1 生涯学習、芸術文化振興、公民館、青少年教育の各種事業については、現行を基本に新市において調整する。 2 成人式については、新市において統一の実施に向けて調整する。 3 文化財整備については、新市において整備計画を策定し、順次実施する。			4 体育祭及び市民スポーツ祭については、新市において統一の実施に向けて調整する。		
現 況						
1 社会教育関係						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
(1) 社会教育・文化施設概要	・中央公民館 1 ・地区公民館 6 ・人権教育集会所 3 ・市民会館 1 ・図書館 1 ・美術館 1	・伊香保コミュニティセンター 1 ・上野コミュニティセンター(分館) 1 ・徳富蘆花記念文学館 1	・公民館 1 ・分館 2	・公民館 1	・中央公民館 1 ・歴史資料館 1	・中央公民館 1 ・歴史民俗資料館 1
(2) 生涯学習関係	・しぶかわ出前講座 ・市民が主催する学習会などへの市の職員が出前する73講座(H15) ・人材バンク ・生涯学習だより ・年間の学習情報を掲載	・家庭教育学級 ・すこやか学級 ・小学校セミナー ・子育て講座 ・IT講習会 ・漢字検定講座 ・コミセン通信 ・コミュニティセンターの情報を掲載	・高齢者学級(12講座) ・午前：全体 ・午後：クラブ活動 ・(民謡踊り、合唱、囲碁将棋、ゲートボール、ランドゴルフ、手芸)	・生涯学習推進大会 ・彌酔の句会 ・生涯学習推進事業 ・生涯学習だより ・人材バンク	・生涯学習推進大会 ・生涯学習推進事業 ・赤城ふれあいまつり ・生涯学習だより ・「あいおい」発行	・生涯学習をすすめる会の4部会(産業文化、家庭、地域、健康スポーツ、学校教育)で各々の事業を実施 ・生涯学習モデル事業 ・七夕祭り ・生涯学習振興大会
(3) 芸術文化振興	・渋川市文化祭 ・文化協会に加盟の団体が演技・展示部門で発表 ・創作こけし美術展 ・全国の創作こけし作家の作品を展示 ・しぶかわ能 ・能・狂言を市内中学生や市民に提供 ・バンドフェスティバル ・市内の小・中・高校と一般の吹奏楽の発表会 ・野外彫刻の設置、管理	・伊香保町「町民文化祭」 ・文化協会加盟団体及び一般町民、作品展示、芸能発表会 ・コミセン人形劇 ・保育園児から小学生くらいまでに人形劇を楽しんでもらう ・コミセンコンサート ・町民文化祭の一環としてコンサートを開催	・小野上村「村民文化祭」 ・文化協会に加盟団体と幼小中学生が演技・展示部門で発表・文化講演会開催	・子持村「村民文化祭」 ・村内の文化団体・個人が展示・芸能発表部門で発表 ・文化講演会開催 ・三国脇往還白井宿彌酔の句会 ・全国の俳句愛好者が集い句会を開催。 ・ミニ展覧会 ・村内の文化団体・個人の作品を通年展示 ・各種生涯学習講座受講生の成果発表 ・文化活動指導者研修会 ・年1回 県内1泊2日	・赤城村ふれあいまつり ・文化協会に加盟の団体が演技・展示部門で発表	・北橋村文化祭 ・文化協会を中心に演技・展示部門で発表 ・実行委員会方式
1【調整理由】 ・社会教育については、住民の生活文化の振興のため充実した環境を整備する必要がある。また、生涯学習・芸術文化振興・公民館・青少年教育の各種事業については、市町村におけるこれまでの経緯及び実績から、現行を基本に新市において調整する。 【課題】 ・これまでの各地区における実績を有効に生かしながら、地区公民館との連携の中で調整していく必要がある。 ・文化祭は、旧市町村単位の実施と市全域実施とする必要がある。 ・公民館は、中央館と地区館に整理、又図書館は、中央館と地区館、公民館図書室に整理する必要がある。 ・公民館長は常勤とし、職員配置についても事業計画に見合った適正な配置となるよう配慮することが望ましい。 2【調整理由】 ・成人式については対象者数、市民会館での開催可能な範囲であり、現行のとおりの実施方法であれば、統一会場での実施も可能である。 【課題】 ・統一会場での実施の場合、駐車場や、記念撮影に要する時間の問題など現行形態での実施の場合には課題があるため、実施方法の見直しが必要である。						

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-21	社会教育の取扱い		関係項目				調整理由・課題		
現					況						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村					
(4)公民館各種講座	市民教養講座 ・講演会 1回 390人 ・ふれあいバレーショー 2回 700人 ・尻高人形 1回 50人 少年少女合唱団 団員25人 実施40回 家庭教育学級 17学級 2,431人 実施 94回 高齢者学級 10学級 6,665人 実施 84回 市民運動会 参加者 4,623人 実施 3回 親子ふれあい教室 33学級 5,165人 実施 149回 成人学級 22学級 2,560人 実施 131回 女性学級 15学級 2,170人 実施 82回 公民館大会 ・ふるさとまつり 600人 元日マラソン (金島、古巻、豊秋) 1,070人 実施3回 作品展 4,113人 実施14回 納涼祭夏祭 2,010人 実施3回	成人学級 ・竹細工教室 21人 ・カリグラフィ教室 9人 ・押し絵教室 7人 ・アロマテラピー教室 各種教養講座 7人 ・町民教養講座 76人 ・ミニコンサート 61人 ・文化講演会 30人 コミセン人形劇 80人	陶芸教室 24回 250人 フラワーアレンジメント 10回 140人 水墨画教室 5回 50人 パソコン教室 3回 30人 若がえり学級 1学級 14回 650人	家庭教育学級 ・すこやかリトミック教室 6回 210組 ・親子絵本教室 10回 400組 高齢者学級 ・出前リフレッシュ教室 3学級 各3回 279人 女性学級 ・生き生きマイライフ教室 8回 200人 成人学級 ・はじめての短歌教室 6回 72人 ・お父さんの料理教室 5回 35人 ・上州弁講座 1回 17人 ・初級パソコン教室 2学級 8回 256人 ・ポーセラーツ教室 4回 48人 ・3B体操体験教室 3回 39人 ミニ展覧会 通年開催 129人 映画鑑賞会 2回 588人 (平成14年度実績)	高齢者教室 親子教室 初心者デッサン教室 絵画教室 読み聞かせ会 アロマテラピー教室 初心者英会話教室 IT講習 ・初級パソコン教室 3回 60人 ・中級パソコン教室 ワードコース 5回 100人 エクセルコース 5回 100人	高齢者学級 ・北橋村いきいき大学 7回 183人 家庭教育学級 7回 74人 成人講座 ・趣味との出会い 5回 77人 ・ふるさと再発見 5回 54人 北たちばな元気なこどもクラブ ・茶道教室 1回 10人 ・子ども絵手紙教室 1回 34人 ・おもしろ科学教室 2回 86人 ・親子おやつづくり教室 2回 46組 ・折り紙教室 1回 10人 ・親子折り紙教室 1回 32組 ・幼稚園保育体験 2回 6人 ・着付け教室 1回 3人 ・皮をつかう工作教室 3回 83人 ・ソーラーカー工作 2回 54人 ・車椅子体験教室 1回 15人 ・習字教室 1回 44人 ・福祉ボランティア 2回 4人 ・料理教室 1回 15人 ・奥利根ダム見学会 1回 33人 ・竹太鼓とりコーダー教室 5回 115人 映画上映会 (中央公民館ホール) 村民芸術劇場事業による催し物の開催	3【調整理由】 ・地域の歴史を伝える文化財を後世に残すため、保存・活用の方策を講じ、新市における計画に基づき、順次実施する。 ・予定されている包蔵地に対し対応できる組織体制を整え、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(平成10年文化庁通知)に基づき実施する必要がある。 【課題】 ・国庫補助事業の調整が必要である。 ・職員の適切な配置。予想される発掘調査、その後の資料整理に対応できる職員配置が必要である。 ・民間調査組織の導入は文化庁通知に基づき実施する必要がある。 ・現在抱えている資料整理事業活用事業との調整が必要である 4【調整理由】 ・体育祭については、各市町村の最大のスポーツイベントであり、スポーツ振興のみならず、地域づくりの観点からも、継続実施の方向で、内容・方法等総合的な再編を行う。 ・市民スポーツ祭については、新市全域のスポーツイベントとして定着させるため内容を再編して、統一的に実施する。 【課題】 ・体育祭は、各地区開催におけるスタッフの協力体制など運営上の課題がある。 ・市民スポーツ祭は種目別大会の開催について、内容・方法等を調整する必要がある。				
(5)成人式	・開催日 成人の日の前日 ・開催場所 市民会館大ホール ・内容 式典、記念写真、植樹 ・参加者 451人(対象者601人) H15.1	・開催日 成人の日の前日 ・開催場所 観光会館 ・内容 式典、記念撮影、合唱 ・参加者 35人(対象者41人) H15.1	・開催日 成人の日の前日 ・開催場所 基幹集落センター ・内容 式典、記念撮影、植樹 ・参加者 20人(対象者28人) H15.1	・開催日 成人の日の前日 ・開催場所 社会体育館 ・内容 式典、記念撮影 ・参加者 143人(対象者175人) H15.1	・開催日 成人の日の前日 ・開催場所 ユートピア赤城 ・内容 式典、記念撮影、談話コーナー ・参加者 154人(対象者215人) H15.1	・開催日 成人の日の前日 ・開催場所 中央公民館ホール ・内容 式典、記念撮影 ・参加者 132人(対象者153人) H15.1					

議案第51号参考資料(その3)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-21	社会教育の取扱い		関係項目		
2 青少年教育関係						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
(1)青少年対策事業等	少年の主張渋川市大会 ・市内4中学校から20名が参加。優秀者2名は、中部地区大会へ参加	少年の主張校内大会 ・校内中学生が参加優秀者2名は北群馬地区大会へ参加	少年の主張 ・中学生の意見発表2名は北群馬地区大会へ参加	少年の主張校内大会 ・校内中学生が参加優秀者3名は北群馬地区大会へ参加	少年の主張校内大会 ・優秀者1名は勢多郡大会へ参加	少年の主張北橋村大会 ・優秀者1名は勢多郡大会へ参加
	少年対象講座『少年土曜教室』主に第2、第4土曜日に公民館で実施 ・おもしろ科学教室 2回、参加者100人 ・レタリング教室 2回、参加者200人 ・地区青少推委託事業 4地区×2回	少年対象講座 ・おもしろ事業 20回 (内 土曜日8回) 青少年交流 ・逗子子ども体験教室 小学6年生 24人	少年対象講座 ・囲碁将棋教室 青少年交流 ・神津島会場 小野上小6年生 24人 引率 5人 ・小野上会場 神津島小4-6年生 31人 引率 5人	少年対象講座 ・作法教室 参加者 25人 ・レザークラフト教室 参加者 47人 ・親子染色教室 参加者 37人 ・夏休み囲碁将棋教室 5回 参加者 25人 ・天体観測教室 2回 参加者 38人 ・陶芸教室 2回 参加者 26人 世代間交流事業 ・クリスマスリース教室 参加者 17人 ・親子凧作り教室 参加者 28人 平成15年度週5日制に伴う児童・生徒受入事業 10団体 130人 青少年交流 ・白浜会場 子持中1年生 93人 ・子持会場 子持中1年生 104人	少年対象講座 ・少年教室 参加者 40人 ・絵画教室 参加者 30人 ・木工教室 参加者 20人	少年対象講座『たちばなふれあい教室』 ・ブーメランづくり教室 参加者 42人 ・囲碁教室 参加者 16人 ・親子でプリントシャツ 参加者 43人 ・土器作り教室 参加者 40人 ・木工教室 参加者 33人 ・親子でプリントシャツ 参加者 26人 ・折り紙を楽しもう 参加者 23人 ・正月飾り作り教室 参加者 9人 ・みんなで遊ぼう 参加者 23人
	非行防止バレード ・へそ祭り開催時に健全育成関係団体が集合し、広報啓発活動を行う					
	青少年健全育成3季運動 ・広報車を利用した広報啓発活動 ・協力：青少推	青少年健全育成3季運動 ・広報車を利用した広報啓発活動 ・協力：青少推	青少年健全育成3季運動 ・広報車を利用した広報啓発活動 ・協力：青少推	青少年健全育成3季運動 ・広報車を利用した広報啓発活動 ・協力：青少推		
	駅頭キャンペーン ・下校時の高校生を対象とした啓発活動。年1回 ・協力：青少推	駅頭キャンペーン ・登校時の高校生を対象とした啓発活動を年1回 ・協力：青少推	駅頭キャンペーン ・下校時の高校生を対象とした啓発活動。年1回 ・協力：青少推	駅頭キャンペーン ・下校時の高校生を対象とした啓発活動。年1回 ・協力：青少推	駅頭キャンペーン ・下校時の高校生を対象とした啓発活動。年1回 ・協力：青少推	駅頭キャンペーン ・登校時の高校生を対象とした啓発活動。年1回 ・協力：青少推
	通学防犯協力の家 ・指定件数：約500軒 ・関係者会議：年1回 ・協力：PTA、青少推	安全協力の家 ・指定件数 69件 安全協力の車 ・協力：小中PTA連協	子ども安全協力の家 ・指定件数 49軒 ・協力：PTA、青少推	子ども安全協力の家 ・委嘱数 116軒 ・協力：青少推	通学防犯協力の家 ・指定件数 114軒 ・協力：PTA、青少推	通学防犯協力の家 ・指定件数 160軒
	補導活動 ・補導員数：30名 ・定例補導：月8回 ・特別補導：祭礼等	非行防止パトロール ・伊香保祭り、渋川祭り等 青少年関係団体で実施 ・パトロール年6回実施	夏・冬の青少年健全育成運動 ・夜間パトロール年5回実施	防犯パトロール ・へそ祭り・除夜祭時 青少年健全育成運動 ・夜間パトロール ・運動員 27名 年12回(8人前後)	防犯パトロール ・補導員数 22名 ・夏の補導 5回 ・地区別夏の補導 ・中高生の親 22区×30日	防犯パトロール ・夏休み青少年育成関係団体連絡会で実施

議案第51号参考資料(その4)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-21 社会教育の取扱い		関係項目			
<b>3 図書館(室)関係</b>						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村
(1)設置箇所数	・図書館 1カ所 ・公民館図書室 5カ所	・公民館図書室 1カ所	・公民館図書室 1カ所	・公民館図書室 1カ所	・公民館図書室 2カ所 (うち1ヶ所は児童図書室)	・図書館 1カ所(公民館内)
(2)蔵書数	236,632点 (公民館)50,679点	14,000点	11,549点	24,000点 (移動図書)2,800点	6,894点	28,368点 (H15.4.1)
(3)移動図書館			・「やまばと号」 村内巡回(47カ所)	・「かえで号」 村内巡回(36カ所)		
<b>4 文化財保護管理</b>						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村
(1)指定文化財の状況	指定文化財の件数 ・国指定 1件 ・県指定 17件 ・市指定 30件	指定文化財の件数 ・国指定 0件 ・県指定 1件 ・町指定 16件	指定文化財の件数 ・国指定 0件 ・県指定 1件 ・村指定 7件	指定文化財の件数 ・国指定 1件 ・県指定 8件 ・村指定 27件	指定文化財の件数 ・国指定 4件 ・県指定 5件 ・村指定 15件	指定文化財の件数 ・国指定 1件 ・県指定 3件 ・村指定 17件 (国・県指定候補あり)
(2)文化財整備	指定文化財の保存事業 ・国・県・市指定文化財の標柱、説明板の設置・更新 ・指定史跡等の整備事業 ・中筋遺跡の復元公開	指定文化財の保存事業 ・指定文化財標柱・説明板の補修	指定文化財の保存事業 ・指定文化財標柱・説明板の補修	指定文化財の保存事業 ・指定文化財標柱、説明板の補修 ・黒井峯遺跡整備検討委員会 ・白井城址整備検討委員会	指定文化財の保存事業 ・指定文化財標柱、説明板の補修 ・国指定滝沢遺跡の公有地化	指定文化財の保存事業 ・指定文化財、重要遺跡の案内板、説明板設置 ・村指定重要文化財郷蔵復元整備 (H14・15年度事業)： 826万円(H14)

協議項目	24-21	社会教育の取扱い		関係項目		
5 スポーツ振興事業						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
(1) 体育祭等	<p>市民スポーツ祭オープニング大会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要：4月第4日曜日に体育協会加盟団体及びびっぴークラブ協会の加盟団体が参加し、市民スポーツ祭の幕開けを飾るとして、体力と健康の保持に寄与すべく実行委員会形式で実施している。</li> <li>会場：総合公園陸上競技場 総合公園体育館 総合公園テニスコート</li> <li>参加者：1,880人</li> <li>委託料：2,145千円 (H14年度)</li> </ul> <p>種目別大会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要：7月から翌年1月まで、23競技とスポーツフェスティバルを実施</li> <li>参加者：4,388人 (H14年度)</li> </ul> <p>市内4地区の公民館主催で、地域ごとに実施</p> <p>金島地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催日：10月体育の日前日</li> <li>会場：金島小学校</li> <li>参加者：1,000人</li> </ul> <p>古巻地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催日：10月体育の日前日</li> <li>会場：古巻中学校</li> <li>参加者：2,000人</li> </ul> <p>豊秋地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催日：10月体育の日前日</li> <li>会場：豊秋小学校</li> <li>参加者：1,450人</li> </ul> <p>渋川地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催日：10月体育の日前日</li> <li>会場：北小学校</li> <li>参加者：300人 (H13年度実績)</li> </ul>	<p>町民運動会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催日：毎年9月第1日曜日実施</li> <li>会場：伊香保町屋外運動場</li> <li>参加者：約900人 (H13年度実績)</li> </ul>	<p>村民スポーツ祭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催日：毎年10月第2日曜日実施</li> <li>会場：小野上村山村広場</li> <li>参加者：約800人 (H13年度実績)</li> </ul>	<p>村民体育祭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催日：毎年10月第2日曜日実施</li> <li>会場：子持村中学校</li> <li>参加者：約2,280人 (H13年度実績)</li> </ul>	<p>村民体育祭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催日：毎年10月第2日曜日実施</li> <li>会場：赤城村総合運動自然公園陸上競技場</li> <li>参加者：約3,500人 (H13年度実績)</li> </ul>	<p>村民体育祭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催日：毎年10月第2日曜日実施</li> <li>会場：北橋村グラウンド陸上競技場</li> <li>参加者：約3,100人 (H13年度実績)</li> </ul> <p>軽スポーツフェスティバル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要：村民の健康の保持を目的として、5月中旬に実施。軽スポーツを中心にスポーツ大会形式で実施している</li> <li>会場：北橋村社会体育館</li> <li>参加者：150名</li> <li>報償費：60千円</li> <li>需用費：50千円 (H14年度)</li> </ul>
(2) 市民体づくり事業	<p>市民家庭スポーツの日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月第2日曜日</li> <li>2名の体育指導委員が指導</li> <li>総合公園運動施設開放</li> <li>武道館でのトレーニング指導</li> </ul>	<p>町民ハイキング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>春秋年2回実施 (体協に委託)</li> <li>体育館開放日に体育指導委員が指導</li> </ul>	<p>村民ハイキング 50人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>村民ゴルフ大会</li> <li>年2回実施</li> <li>グランドゴルフ大会</li> </ul>	<p>黒井峯遺跡マラソン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウォーク 7km</li> <li>マラソン 2km・4km・10km</li> <li>トレーニングルームインストラクター配置</li> <li>体力測定</li> </ul>	<p>巡回スポーツ教室</p> <p>22行政区</p>	
(3) 市民スポーツ教室	<p>水中健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水泳教室</li> <li>バドミントン</li> <li>体力づくり教室</li> <li>気功教室</li> <li>ソフトヨガ</li> <li>スキー教室</li> <li>ゴルフ教室</li> </ul>	<p>健康体操教室</p> <p>ゴルフ教室</p>	<p>軽スポーツ教室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卓球教室</li> <li>高齢者体操教室</li> <li>ソフトテニス教室</li> <li>バトミントン教室</li> <li>スキー教室</li> </ul>	<p>健康スポーツ教室 (軽スポーツ)</p>	<p>スポレク教室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バドミントン教室</li> <li>オリエンテーリング大会</li> <li>スポーツチャンバラ教室</li> <li>つなひき教室</li> <li>ファミリーなわとび教室</li> <li>中学生バレーボール大会</li> <li>着衣泳教室</li> </ul>	<p>スポレク教室</p>

協議項目	24-21 社会教育の取扱い	関係項目	
現		況	
		調整理由・課題	
<p><b>【関係法令】</b></p> <p><b>社会教育法(抜粋)</b></p> <p>(社会教育の定義) 第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。</p> <p>(国及び地方公共団体の任務) 第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。</p> <p>(市町村の教育委員会の事務) 第5条 市町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会教育に必要な援助を行うこと。</li> <li>(2) 社会教育委員の委嘱に関すること。</li> <li>(3) 公民館の配置及び管理に関すること。</li> <li>(4) 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。</li> <li>(5) 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及び奨励に関すること。</li> <li>(6) 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。</li> <li>(7) 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。</li> <li>(8) 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。</li> <li>(9) 生活の科学の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。</li> <li>(10) 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。</li> <li>(11) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。</li> <li>(12) 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること</li> <li>(13) 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。</li> <li>(14) 視聴覚教育、体育、及びレクリエーションに必要な設備、機材及び資料の提供に関すること。</li> <li>(15) 情報の交換及び調査研究に関すること。</li> <li>(16) その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務。</li> </ol> <p>(図書館及び博物館) 第9条 図書館及び博物館は社会教育のための機関とする。</p>		<p>(公民館の目的) 第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(公民館の事業) 第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、次の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 定期講座を開設すること。</li> <li>(2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</li> <li>(3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る。</li> <li>(4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</li> <li>(5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</li> <li>(6) その他の施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</li> </ol> <p><b>文化財保護法(抜粋)</b></p> <p>(政府及び地方公共団体の任務) 第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。</p> <p><b>スポーツ振興法(抜粋)</b></p> <p>第2章 スポーツの振興のための措置</p> <p>(スポーツ行事の実施及び奨励) 第7条 地方公共団体は、ひろく住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、運動能力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するように努め、かつ、団体その他の者がこれらの行事を実施するよう奨励しなければならない。</p> <p>2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。</p> <p>(施設の整備) 第12条 国及び地方公共団体は、体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)が政令で定める基準に達するよう、その整備に努めなければならない。</p> <p>第4章 国の補助等</p> <p>(地方公共団体の補助) 第22条 地方公共団体は、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体に対し、当該事業に関し必要な経費についてその一部を補助することができる。</p>	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-21 社会教育の取扱い	関係項目	
6 先進地事例			
<p style="text-align: center;">かほく市</p> <p>(1)少年補導センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。                  (2)社会教育表彰事業については、実施の方向で新市において調整する。                  (3)成人式については、各町の現状を踏まえ新市において実施方法等を調整する。                  (4)立志式については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。                  (5)社会体育施設運営、維持管理業務については、新市において効率的な実施方法に調整する。                  (6)各種スポーツ大会については、新市において同一、又は類似する競技の統合、又は再編等を行い実施する。                  (7)総合型地域スポーツクラブについては、中学校区ごとに設立する。</p>	<p style="text-align: center;">篠山市</p> <p>(1)社会教育関係審議会等については、新市において新たに設置する。                  (2)子育てふれあいセンター事業及び社会教育指導員の設置事業については、現行のとおりとする。                  (3)視覚障害者広報活動事業は、篠山町の例による。                  (4)町指定文化財は、新市に引き継ぐ。</p>	<p style="text-align: center;">さぬき市</p> <p>(1)主要事業については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。                  (2)各種行事関係、生涯学習講座等は、基本的に現行のとおりとするが、新市において調整を図る。                  (3)指定文化財等は、新市に引き継ぐこととする。                  (4)各事業等は、新市においても継続して実施する。                  (5)同和教育については、人権教育推進市町村事業等は、新市においても引き続き実施し、事業内容の充実を図る。</p>	
<p style="text-align: center;">西東京市</p> <p>(1)社会教育事業について、成人式、市民文化祭等は、当面、現行の内容を継続し、新市においてそのあり方を検討する。                  (2)社会教育施設について、運営については、当面現行のとおりとする。但し、財団法人保谷市文化・スポーツ振興財団の活用を今後検討する。                  (3)体育・スポーツ及びレクリエーション事業について、当面、現行のまま事業を実施する。但し、財団法人保谷市文化・スポーツ財団の活用を今後検討する。                  (4)青少年健全育成事業について、新市において事業全般のあり方を調整する。                  (5)生涯学習推進計画について、新市において新たに策定する。                  (6)公民館について、「地区館一分館」方式とし、田無地区・保谷地区に各々一つの地区館と二つの分館を置く。                  (7)図書館について、中央図書館を中央館とし、その他の館を地域館とする。                  (8)集会所等について、現行のまま新市へ引き継ぐ。                  (9)文化財の保護について、市指定文化財、郷土資料室は現行のまま新市に引き継ぐ。                  (10)学校施設開放について、合併後も現行の内容を継続して実施する。</p>	<p style="text-align: center;">南アルプス市</p> <p>(1)生涯学習の各講座については、現行のとおり新市に引き継ぎ、一本化できるものについては適宜調整する。生涯学習センター(公民館等)事業は、合併後の新市全域を対象として充実を図る。                  (2)現在各町村で行っている各種スポーツ大会は原則として継続するが、一本化できるもの、全体で実施した方が効果的なものを新市において見直し検討を図る。                  (3)体育・スポーツ施設については、学校施設開放も含め、利用時間などサービス内容を調整のうえ継続実施することとし、新市において施設を気軽に使用できるシステムなどについて検討する。                  (4)体育指導員は現行水準が低下しないよう激減緩和措置等を視野に入れながら調整を図る。                  (5)使用料及び手数料の取扱いについては、次のとおりとする。                  ・社会教育施設、社会体育施設の使用料については、現行のまま移行し新市において統一した算定方式等により設定できるよう速やかに調整を図る。                  ・使用料の免除規定については、類似施設で相違のないよう合併までに統一した基準等を定める。                  ・手数料については、現行のとおりとする。                  (6)補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、新市において見直しを行う際に、必要に応じ調整する。                  (7)体育協会の取扱いについては、次のとおりとする。                  ・新市の体育協会を設置し、町村の体育協会は各地区体育協会とし、新市体育協会の加盟団体とする。                  ・新市体育協会の会費等は、事業等と併せて新市体育協会において検討することとし、各地区体育協会の会費等の取扱いについては、各地区体育協会(現町村体育協会)に一任する。                  ・地区体育協会等加盟団体への助成は、均等割、会員数及び事業等を考慮する中で新市体育協会において検討する。</p>	<p style="text-align: center;">あさぎり町</p> <p>社会教育については、住民の教育向上、生活文化の振興のため充実した環境を整備する。また、各事業については、新町において検討調整する。                  (1)各講座については、住民の要望を考慮し実施する。内容等については、新町において検討調整する。                  (2)文化協会については、合併時に統一する。内容等については、新町において検討調整する。                  (3)町村指定文化財、文化財関係資料、町村史及び深田村文化財保護条例に定める保存、未指定文化財の登録、環境保全地区の取扱いについては、新町に引き継ぐ。                  (4)社会教育委員、公民館運営審議会、文化財保護委員会については、新町において設置する。                  (5)唯一の社会教育団体である5町村の体育協会は、合併時に統一する。                  (6)スポーツ行事については、新町の教育委員会及び体育協会において調整し、決定する。ただし、現行の単位で開催することが適当な行事については、当分の間継続する。                  (7)体育指導員については、スポーツ振興法の規定により新町においても置くものとする。                  (8)スポーツ災害補償については、新町においても引き続き加入する。                  (9)社会体育施設については、すべて新町に引き継ぐ。                  (10)人権教育・同和対策については、新町において計画し実施する。</p>	